

平成20年9月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成20年9月29日～30日

場所 第3委員会室

平成20年9月29日（月曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）

○議案第6号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議案第7号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

○議案第11号 平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について

○議案第12号 平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について

○議案第13号 平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について

○議案第16号 民事訴訟事件の和解について

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・振り込め詐欺の検挙及び抑止対策について
- ・北諸県地区に設置を検討している中高一貫教育校（併設型）の設置理念（案）等に関するパブリックコメントについて
- ・全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の結果について
- ・国民体育大会九州ブロック大会の結果について

出席委員（9人）

委 員 長	押 川 修一郎
副 委 員 長	松 村 悟 郎
委 員	福 田 作 弥
委 員	井 本 英 雄

委 員	萩 原 耕 三
委 員	太 田 清 海
委 員	岡 師 博 規
委 員	田 口 雄 二
委 員	川 添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	相 浦 勇 二
警 務 部 長	橋 本 昌 典
警務部参事官兼 首 席 監 察 官	富 山 和 年
生 活 安 全 部 長	椎 葉 今朝邦
刑 事 部 長	松 尾 清 治
交 通 部 長	中 原 雅 男
警 備 部 長	柄 本 重 敏
警務部参事官兼 会 計 課 長	永 野 文 章
警務部参事官兼 警 務 課 長	長 友 重 德
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	松 木 左都夫
総 務 課 長	宮 下 貴 次
少 年 課 長	柏 田 和 彦
交 通 規 制 課 長	湯 地 幸 一
運 転 免 許 課 長	大 町 正 行

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総 括)	一 原 則 幸
教 育 次 長 (教育政策担当兼 全国高等学校総合 文化祭推進室長)	寺 田 建 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	満 丸 洋 一

総務課長	金丸政保
政策企画監	吉村久美子
財務福利課長	井上貴
学校政策課長	黒木正彦
学校支援監	二見俊一
特別支援教育室長	瀬川健治
教職員課長	堀野誠
生涯学習課長	勢井史人
スポーツ振興課長	得能剛
全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長	川井田和人
文化財課長	清野勉
人権同和教育室長	厨子透

企業局

企業局長	日高幸平
副(総括)局長	久保哲博
副(技術)局長	清水文隆
総務課長	岡田英治
経営企画監	本田博
工務課長	郷田五男
電気課長	相葉利晴
施設管理課長	白ヶ澤宗一
総合制御課長	山下雄一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斎藤安彦
議事課主任主事	吉田拓郎

○押川委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程でありますけれども、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、公営企業会計決算についてであります、今回、付託を受けました議案第11号「平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、議案第12号「平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について」及び議案第13号「平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」につきましては、議会運営委員会の申し合わせのとおり、閉会中の継続審査といたしたいと存じます。

本来は、議案の取り扱いを決める際にお諮りすべきではありますが、今定例会における議案の審査にもかかわってきますので、この際、閉会中の決算審査の日程について、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、決算審査の日程につきましては、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第11号、第12号及び第13号は、ただいま決定いたしました日程で審査等を行いますので、今回の委員会におきましては、執行部の説明は概要にとどめることとし、質疑も今回、特に必要があるものについて行いたいと思いまして、よろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、そのようにお願いいいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、本部長並びに関係部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○相浦警察本部長 先週、先々週と本会議御苦労さまでございました。きょうは、委員会ということでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、提出議案として2件、そして、その他の報告として1件でございます。議案につきましては、「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」について、それと「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。その他の報告といたしまして、振り込め詐欺の検挙及び抑止対策についてでございます。

それぞれ関係部長から説明と報告をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○橋本警務部長 それでは、まず第1点目の「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についての公安委員会関係につきまして御説明いたしたいと思います。

内容は、「平成20年9月定例県議会提出議案」、この縦のほうでございますけれども、この3ページ目の下のほうに「9警察費」とございます。これはここにありますとおり、警察管理費として252万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、本年7月に北海道で開催されました北海道洞爺湖サミットに出動いたしました機動隊員の超過勤務手当の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、9月補正という「歳出予算説明資料」、これの111ページに記載をしております。機動隊の超過勤務手当といいますものは、警察法施行令第3条第3項におきまして、騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動に係る機動隊員の超過勤務手当について、国は都道府県に対し、部隊の警察官の人員、超過勤務時間等を基準として算出した所要額を補助するとされております。今回の北海道洞爺湖サミットにおきましては、2週間から長い者で約1カ月の間、本県から最大時、機動隊員約150名を派遣いたしまして、空港周辺及び札幌市内の沿道警戒、デモ対策等延べ約2,000時間の超過勤務を行ったところでございます。

このサミット派遣に係る機動隊超過勤務手当につきましては、当初予算編成時には、派遣規模、日数等が確定していなかったため、当初予算には計上しておりませんでしたが、今回、派遣日数、超過勤務実績等が確定いたしましたことから、増額措置をお願いするものであります。

なお、先ほど説明いたしましたとおり、この手当といいますものは、全額国庫補助であります、その補助に係る県の歳入につきましては、今度は「歳入予算説明資料」とございますけれども、この4ページ、下から5行目あたりから記載しておりますけれども、このように252万6,000円、同額を全額国庫補助という形で計上しておるところでございます。したがって、県費の持ち出しはない形での補正措置ということでございます。これが第1点目の議案でございます。

次に、条例改正案について御説明いたします。またもとに戻りまして、「平成20年9月定例県議会提出議案」、これの21ページになりますけれども、議案第6号「警察関係使用料及び手数料徴収

条例の一部を改正する条例」というものでございます。この概要について御説明いたしますが、この議案第6号、改め文形式になっており、非常にわかりづらいものですので、資料として「資料1」を用意しておりますので、それに基づいて説明をいたしたいと思います。資料1でございますけれども、今回の条例改正でございますが、警察関係使用料及び手数料徴収条例のうち、自動車運転免許に係る手数料などを定めている別表を改正するものでございまして、その概要が資料1のとおりでございますけれども、今般の改正でございますけれども、本県が来年1月4日から導入する運転免許証のICカード化に伴うものでございます。

御案内のとおり、運転免許証というものは、仮に偽造や変造がなされると、無免許運転の検挙を逃れる手段や、また免許証が身分証明書として通用していることを悪用いたしまして、銀行口座を開いて、振り込め詐欺に使われるなどの危険性がございます。こうした偽造・変造対策やまたプライバシー保護の観点から、運転免許証を、高度なセキュリティ機能を有するICカード化することが最善であると、こういった判断に基づきまして、平成13年に道路交通法の一部が改正され、所要の準備期間を経て、平成18年度以降、順次各都道府県において導入が進められてきているものでございます。これまで1都9県が既に運転免許証をICカードに切りかえております。九州では長崎、熊本の両県が実施しているところでございます。

本県の対応ですけれども、当初より本年度からの導入を計画しております、ICカード運転免許証の作成等々に必要な機器を平成18年度、19年度、20年度の予算により措置してまいりました。福岡、鹿児島など未導入の九州各県

におきましても、同様の動きをいたしているところでございます。

運転免許証というものは、全国で通用するものでございまして、免許証の大きさなどの様式、それから規格そのものが統一でございまして、同じ材料で作成しなければならないと、こういったことがございまして、実は、ICカード運転免許証の発行に必要な交付手数料、ICカードのみならず、運転免許証の発行に必要な交付手数料の額というものは、基本的には道路交通法施行令で定められているところでございます。ここで具体的な額がもう政令で決まっているところでございます。ただ、これを実際に徴収するに当たっては、条例化して定めなければならないというような道路交通法の規定になっておりますので、今回の条例改正に至ったということをございます。

今般、ICカード化することにより450円の増額ということになりますけれども、これはさきに説明いたしましたとおり、運転免許証のセキュリティを向上させるために、ICチップをカードに埋め込むなどの所要の対応が必要でございますので、そのための経費ということで、御理解をいただければというふうに思っております。

なお、この条例が可決されれば、平成21年1月4日を施行日といたしたいというふうに思っております、その日から運転免許証については、ICカード化されたものを発行したいというふうに考えているところでございます。

以上、私のほうからの説明は終わりります。

○松尾刑事部長 振り込め詐欺の現状と対策につきまして説明をしたいと思います。

まず、振り込め詐欺の検挙と抑止対策について御説明をいたしたいと思います。振り込め詐欺は、14～15年ごろから始まっておるわけです

けれども、その手口の類型等から区別しますと、まず、18年の6月ごろまでは3つございました。親族などを装いまして、交通事故の示談金等を名目にしまして、現金をだまし取る「オレオレ詐欺」、これはよくお聞きだと思います。それから、架空の事実を口実に使いまして、現金をだまし取ります「架空請求詐欺」、それから、金融業者等を装いまして、実際には融資しないのにダイレクトメール等を送り込みまして、融資を申し込んできた人に対しまして、保証金等を名目に現金をだまし取る「融資保証金詐欺」、この3つがありました。18年の6月ごろから税務署や社会保険庁等をかたりまして、「税金・医療費の還付金がありますよ」というようなことを言いまして、「必要な手続をやってください」と、被害者が携帯電話の指示を受けながら、ATMを操作しまして、被害者が気づかないままに、現金をだまし取る「還付金詐欺」等が加わりました。現在、この4つの類型を総称しまして、「振り込め詐欺」と呼んでおります。

それでは、資料2が添付されておると思いますが、この資料2に従いまして、現状と対策につきまして御説明を申し上げます。

初めに、全国の振り込め詐欺の現状でございますけれども、本年7月末までに、既に認知件数が約1万3,000件でございます。被害総額が約193億円に達しております。過去平成16年が最悪であったんですけども、それを上回るペースで推移しており、全国的には極めて深刻な状況でございます。

また、県内も同様でございまして、本年の7月末で109件、約1億2,900万円の被害を認知しております。昨年同期と比較しますと、認知件数は、昨年とほぼ同水準でありますけれども、被害総額に関しましては、約4,500万円増加して

おる現状で、既に、昨年1年間の約1億1,500万円を上回る数字になっておりまして、極めて深刻でございます。

資料2の大きな2番、平成19年同期比（宮崎県）と書いてございますが、これに従いまして説明をいたします。県内の各類型別では、オレオレ詐欺が全体の約1割でございます。平成20年の1月から7月に11件という件数があります。約1割でございます。約3,000万円の被害であります。昨年同期比で見ますと、件数で約2.8倍、被害総額で約1.4倍の増加でございます。

架空請求詐欺が全体の約2割を占めております。22件発生しております。約4,100万円の被害でございます。昨年同期比で見ますと、件数で約2.2倍、被害総額で約6倍の増加でございます。被害総額が急増した原因の一つとしましては、本年3月に、高岡警察署管内の55歳の男性が約1,500万円の被害に遭いました。また、本年6月に同じく高岡警察署管内の女性が約900万円、架空請求等で被害に遭っていると、高額の被害に遭ったことが挙げられます。

融資保証金詐欺が全体の約6割を占めております。宮崎県は、振り込め詐欺でずっと融資保証金詐欺が例年トップを占めてきておりますが、本年も約6割を占めておりまして、65件、約4,600万円の被害を認知しております。昨年同期比で見ますと、件数で約3割の減少、融資保証金詐欺だけがいわゆる減少ということでございます。件数で昨年比約3割の減少で、被害総額で約2割の減少をいたしております。

還付金詐欺、これは先ほど申し上げましたが、18年ごろから発生しておるわけですけれども、全体の約1割、11件、これはオレオレ詐欺が11件でございますが、オレオレ詐欺と同数の

発生件数でありまして、約1,100万円の被害を認知しております。昨年は、同期での被害の認知はありませんでした。ですから、ことしへふえておるということは明らかに言えるという傾向にあります。

認知件数、被害総額の特徴といたしましては、2点ぐらい挙げられるんですけれども、融資保証金詐欺が認知件数、被害総額とも若干減少しておりますが、全体では約6割という高い割合を占めている、これが一つ特徴として言えます。また、架空請求詐欺については、高額被害の事案があったこともあります、被害総額が急増しているということが挙げられると思います。また、新たな手口の還付金詐欺、これは増加傾向にありますが、ただ、被害は1月から4月にかけて集中しておるわけあります、5月以降は小康状態にあります。

次に、資料の3、被害者の年齢別割合（宮崎県）と書いてございます。これをごらんください。県内の被害に遭われた方の年齢層について御説明を申し上げます。全体では40歳代から60歳代で約7割を占めておりますが、オレオレ詐欺と還付金詐欺に関しましては50歳代から70歳代に集中していると、こういった特徴が見られます。

次に、検挙について申し上げます。表には検挙は書いてございません。検挙の状況でございますけれども、県内では本年7月末で振り込め詐欺の実行犯を1名検挙し、32件の件数を挙げております。32件の1名、非常に何かわかりにくいとお考えかもしれません、振り込め詐欺につきましては、他県と一緒にやっている事例が多うございまして、数名を検挙しても、カウントできる被疑者、これは割り振りでやっておりまして、うちのほうは1名検挙実績が上

がっていると。余罪が相当ありましたので、案分で32件を計上しておるという状況にございます。

また、振り込め詐欺の本犯、実際にだまし取るグループでございますけれども、これ以外に、振り込め詐欺を助長する犯罪というのがございます。これは他人に売り渡すなどの目的を持って口座を開設しまして、金融機関等から預金通帳やキャッシュカードをだまし取る、これを我々は「口座詐欺」と呼んでおります。要するに、銀行等の口座をだまし取るという事案でございます。

また、同じように、他人に売り渡す等の目的を持ちまして、携帯電話事業者等から携帯電話機をだまし取る、これは「携帯電話端末詐欺」と呼んでおりますけれども、こういうのが発生しております。また、だまし取った預金通帳や携帯電話機と知って、これを譲り受ける。転々とこういうものが移っていきまして、振り込め詐欺の本犯に渡るわけですけれども、こういうのを知っておって譲り受ける。これは刑法に規定されました盗品の譲り受けという罪がありますけれども、こういうものに該当します。これらを助長犯罪と呼んでおりますけれども、本年の7月末で本県の場合は23件の15名を検挙いたしております。検挙件数では、振り込め詐欺実行犯及び助長犯とも一応、昨年1年間を上回っている状況にございます。

しかしながら、振り込め詐欺の犯行グループは、こうした口座詐欺等で不正に入手した架空名義や他人名義の預金通帳、携帯電話等を使用しまして、その犯行手口を次々と変化・進化させていると。要するにずるくなっているということが言えます。そういう犯行を繰り返しておりまして、捜査は非常に困難であるというが

実情でございます。

次に、抑止対策について御説明を申し上げます。資料の4をごらんいただきたいと思うんですが、これまでにも、本県警察では、平成17年の4月に、「振り込め詐欺合同捜査本部」を設置するなどしまして、他の都道府県に先駆けまして専従体制による検挙活動等を推進してまいりました。広報啓発活動や、金融機関等との連携強化ということで被害防止対策等を推進してきましたが、事態が好転しないことから、こうした旧体制を発展的に解消いたしまして、本年の8月18日付で、警察本部長を長とします「振り込め詐欺撲滅総合対策推進本部」を新たに設置いたしました。この推進本部には司令塔を置きまして、検挙活動を担当する捜査部門と、予防活動を担当する生活安全部門を一元的に指揮する、独任の参事官を新たに配置しました。組織の総合力を結集して、効果的な対策を推進することといったしております。

さきに申し上げましたとおり、振り込め詐欺の犯行グループは、真の使用者が特定されないために、架空の名義や他人名義の預金通帳や携帯電話等を使用するなどして、より一層匿名性を高めております。振り込め詐欺を撲滅するためには、これらの不正に入手された預金通帳等の、我々犯行ツールと呼んでおりますけれども、この犯行ツールの流通、次から次に渡って、振り込め詐欺の本犯に渡っていくわけですけれども、この流通を遮断する必要があります。そのため、推進本部では口座詐欺等の助長犯罪の検挙活動をより強化しますほか、金融機関や携帯電話事業所等と情報交換しながら犯行ツール対策を推進することいたしております。

また、振り込め詐欺にかかる現金振り込みの方法・手段でございますけれども、これはA

T Mが非常に多くございます。ATM利用が極めて多いわけであります。本県の状況を見てみますと、振り込め詐欺の全体の約4分の3がATMを利用してしております。中でも還付金詐欺、これではすべてがATM利用だという状況が出ております。ATM設置場所は、振り込め詐欺の被害発生を抑止する最後のとりでと言つても過言ではない状況にございます。既に、金融機関におきましては、ATMのディスプレイに振り込め詐欺に対する注意喚起のメッセージを表示していただくなどの対応をとっていただいております。さらに、金融機関等と連携しながらATM設置場所への警察官の立ち寄りの強化、あるいはATMの利用制限額の引き下げ、ATM周辺での携帯電話利用制限などのATM対策を推進することといたしております。

さらに、振り込め詐欺に関する被害に関しては、あらゆる広報媒体を活用するなどしまして、広く県民の皆様方に被害防止に向けた機運を醸成するとともに、特に、被害に遭いやすい高齢者の方々に対しましては、巡回連絡や交通教室等におきまして、直接向き合う機会を活用しながら、わかりやすく、かつ情報が十分浸透される広報啓発活動を推進していくことといたしております。

振り込め詐欺をめぐる情勢は、まことに厳しいものがありまして、警察としましては、組織一体となった諸対策を総合的に講ずることによりまして、被害の発生を抑止しなければならないと考えておりますが、振り込め詐欺を撲滅するとの目標は、警察の捜査活動や予防活動のみで達成できるものではないと認識いたしております。そのため、振り込め詐欺の現状等を積極的に県民の皆様方に情報を発信しながら、金融機関を初めとする関係機関・団体等との連携、

協力に努めることといたしております。

来月10月には、全国的に「振り込め詐欺被害防止強化推進月間」が行われることになっております。期間中、全国一斉で振り込め詐欺の撲滅に向けた警察活動を強化するとともに、関係機関・団体と一緒にとなった広報啓発活動等を推進していくことといたしております。

今後も、振り込め詐欺撲滅に向けて、引き続き知恵を出しながら、警察が直接実施いたしますものと、関係機関・団体等にお願いしながら連携しながらやっていくものと、それぞれについてしっかりとやっていきまして、振り込め詐欺の被害を一件でも防止し、また検挙に努めたいと考えております。以上でございます。

○押川委員長 ありがとうございました。

執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はございませんか。委員の皆さん方、よろしくお願ひいたします。

○太田委員 手数料徴収条例の一部を改正する条例でありますが、4つほど質問したいと思います。免許証の形ですけど、様式の説明もありましたが、今までの免許証というのは、全国統一で同じだろうとは思いますが、その確認と、今度ICカードをつけるということで何かその形なり様式がまた変わらぬのかどうか、まず、2点だけちょっと先に聞きます。

○中原交通部長 今の委員からの御質問ですけれども、従来の免許証の形、様式等が全国で一緒かどうかという点でございますけれども、これは全国一緒でございます。

2点目の今度のICチップが入った免許証の形状等につきまして、全国一緒かということをございますが、今、見本をお回ししておりますが、見ていただくとおわかりのように、ちょっとチップが中に入っているという点だけ、今と

違うのはですね、これも全国一緒の様式・形状になっております。

従来の免許証よりも、ICチップが入った分だけほんと、0.0何ミリの話なんですかけれども、ちょっとチップの入った分だけ厚くなっていますので、確認していただければと思います。以上でございます。

○太田委員 その分はわかりました。

それと、これは変造・偽造、犯罪防止にもつながるということありますので、大きな役目を果たすだろうと思うんですが、例えば、私たち利用者から見た場合、このメリットというのはないですかね。商店で何か買ったりするときにとかいろいろなあれがありますけど、盗難——まあいいでしょう。何か私たちの側から見た場合はないですか。警察の側から見たら、犯罪を防止するとか、いろんなあれがありますので、それはいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○中原交通部長 その見本に書いてありますように、本籍の欄が空白になっております。委員御指摘のように、使われる側からすれば、個人情報といいますか、本籍等がこの表面に書かれておりませんので、プライバシーの保護という点では図られるのかなと思っております。

○太田委員 わかりました。なるほどと思います。

それと、問題は、私たちがお店に入って、例えば何か品物を万引きしたときに、何か警告が鳴るような何かそういうところもあるようですが、それはこういうIC化による何らかの犯罪防止がとられていると思うんですね、そういうところでは。例えば、こういう免許証によって、その他の目的として何か使われていってはまたいかんがなという思いから、今、言われた

ようなプライバシー保護とか、変造・偽造を防ぐんだというこの目的以外に、何かこれを所持することによって察知をされて、何か他の目的のために使われていくということであれば、ちょっとそれはいけないかなという議論も出てくると思うんですが、そういうところはないでしょうか。一応、念のために確認させてもらいます。

○中原交通部長 御懸念の点ですけれども、そういうことは、現時点では想定はしておりません。IC免許証になると、個人の特定度といいますか、非常に偽造・変造がしにくいという点から、個人の特定が非常にしやすくなるという点では、何といいますか、身分証明書的な意味合いがさらに強くなるという点では、今の免許証よりもさらに精巧にできておりますので、そういう個人の特定といいますか、身分証明書的な意味合いは強くなるかと思うんです。

○太田委員 私が質問したいのは、そういうことでよろしいんですが、もう一つ説明すると、このいわゆるIC化されたものを所持することによって、私たちの日常生活の中で、例えば監視をされているとか、チェックをされているということになったらよくないがなという思いから、もちろんないとは思いますけど、念のため、一応、その辺の私たちの平穏な市民生活の中で、極端な監視が行われていくようなことにもなってはいかんがなという思いから質問させてもらいましたが、いかがでしょうか。一応、念のため聞かせてください。

○中原交通部長 そういう御心配は全くないと考えております。

○太田委員 安心しました。

それと、最後になります。450円ほど今度手数料が上がるということですが、この450円

というのは、一つの基本的な計算をされて出されたと思うんですが、その辺の根拠といいますか、ここはやむを得ない金額なんだよと、各県でも積算したらやっぱりこの辺のところは妥当だよというのがあれば、きっとおっしゃってください。

○中原交通部長 この450円というのは、物件費が上がる、平たく言いますと、免許証のカード代といいますか、これがICチップが入ることによって450円、今よりも上がるということでございまして、これは全国一緒に450円上がるということでございまして、手数料は全国一緒ということになろうと思っております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○川添委員 これは偽造防止ということなんですけれども、よく、本人確認資料としてコピーを、例えば銀行とか口座開設のときにとって、本人確認ということでされると思いますが、ICチップのデータとして、本籍地等の情報等が入っているわけですけれども、偽造する巧妙な手口として、あたかもICチップが入っているようなへこみをつくって、また本籍を消したような状態で偽造することは可能のような気はするんですけども、そこ辺の偽造対策というのは、どういうふうに想定していらっしゃるでしょうか。

○中原交通部長 基本的には、ICチップで読み取りますので、ICチップを入れたように装つても、中のデータが入ってなければ、すぐ偽造ということで、用は足せませんので、偽造すればICチップの中身、そのデータを入れ込むところからやらんといかんと思うんですけども、そういうことはまずできないというふうに、現時点では考えております。

○川添委員 それは警察とか、例えば、ちょっ

とした取り締まりとかのときに読み込みができるということですか。

○中原交通部長 そのとおりでございます。

○川添委員 金融機関とか、一般の本人確認資料として現物を確認して、本人にお断わりをしてコピーをとらせていただいたりする作業があると思うんですけれども、その場合のチェックというのが巧妙に新しい免許証で偽造された場合、持ってこられた場合は想定されていますか。

○中原交通部長 認証番号というのが個人別にありますて、これは本人の暗証番号とあわせて、その暗証番号を金融機関の方に言っていただくと、それで呼び込みができるということですのと、他人はその暗証番号をもちろん知らないというのが前提でございますので、仮に、他人の免許証を拾って、「私はこういう者です」と言つたって、私にはならないという話でございます。

○川添委員 じゃ、金融機関の口座開設の申し込みとかでも、何かその暗証番号みたいなものを使って、自分のものですというのを、何か出していくようなことを検討されているということですか。

○中原交通部長 口座開設についてちょっと時間をいただきたいと思います。

○相浦警察本部長 一番わかりやすく説明しますと、この免許証というのは、基本的には運転免許証なんですね。ただ、実態において、アイデンティフィケーションとして社会的要請を非常に帶びているという実態が過去にもありましたし、むしろそこに着眼して、これから社会の中でそういう身分確認の資料として、より有用性を高めていこうというものなんです。したがいまして、今、川添委員からお話をあったような、特に金融機関の取引でありますとか、口座開設をめぐる本人確認の問題は、今度はこれを

前提として、さらに担当の省庁等でまさに発展的にお考えになられる話だと思うんですね。

まだＩＣカードが全国的に完備していない状況でありますから、これが全国ですべてＩＣチップ入りの免許証になったことを前提に、次に金融機関関係の本人確認をいかにやるべきかということがまた詳細に練られていく問題だというふうに思っています。ですから、むしろそういう環境の一番根っここのインフラをなすようななりあえず仕掛けであるというふうに御理解いただければと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井本委員 私は、世界を若いころずっと旅したことがあって、そうすると、普通の国は、みんな身分証明書を持っているんですよね。日本だけないんですよ、身分証明書というのが。これは不思議な国だなと言われたことがある。本当、戸籍だって何だってあんなもの、身分証明書にならんわけですよ、はっきり言ってですね。私が私であることを証明する方法はどこにもないということで、それをパスポートなり、運転免許証なりに書いてあるんだけど、これだって、結局、偽造ということを考えると、本当の自分を証明するものは日本はないんだなというのを、世界を回っていてびっくりいたしましたけれどもね。それにかわるものを考えようとしているということなんでしょうかね。今の本部長の話を聞くと、そういうわけではない……。将来的に……。

○相浦警察本部長 済みません。ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、今、世の中で、恐らく金融機関の取引等が一番典型的なんでしょうけれども、間違いなく御本人さんが御自身の意志で取引をなされようとして何か確認する場合、大体、従前ですと運転免許証か、昔

は保険証というのもあったんですけども、ただ、唯一何といいますか、顔情報とセットになって3年ないし5年の間に常に更新をされているということ、それと、いろいろなこともあるんでしょうけど、比較的従来の形でもアイデンティフィケーションとしては、最も高い信用力を持っていたと思うんですね。ただ、これも先ほど言いましたように、あくまでこれは運転免許証でありますので、免許をお持ちでない方は当然外れますし、免許を御返納された方はこれも外れますし、子供さんは当然フォローしておりますので、やはりその根幹の部分は、恐らく戸籍の仕組みとしか申し上げようがないと思うんですね。ですから、そこは法務行政をやられるサイドの戸籍行政のあり方の問題にかかってくる話でございますので、だから、私ども警察として、十分なお答えにならなくて申しわけないんですが、ただ、いずれにしても、我々のほうでできることは、できるだけやろうという考え方であります。

○井本委員 もう一つ、これの中には犯罪歴とか、そんなのは入ってないんですね。

○相浦警察本部長 入っておりません。

○萩原委員 似たような質問ですけど、割と免許証というのは、金融機関もそうだけれども、パスポートを取りにいくときでも、県のあそこでも「免許証を見せてください」と、こうなるわけですよね。そうすると、パスポートの手続の上でも、ICカードを読み取る機械はあるわけですかね。それはこれから設置するわけですか。

○橋本警務部長 先ほどから説明してるとおり、こういうものができ上がっててくることで、その関連する例えば公的証明書として使っているいろんな部局がある。金融機関しかしり、パスポートの発行しかしり、持っている者は多分タスボな

んかもそうだと思うんですけども、たばこの自動販売機ですね。そういったほかの周辺機器が今後いろんな形で整備されていくというふうに御理解いただければと思っております。

何せ、まだこれは、先ほど説明したとおり、平成18年からようやく普及し始めた新しいものでありますて、まだ47都道府県すべてに行き渡るには若干の時間を要すること、さらには、皆さん御存じのとおり、運転免許証の期間というのは結構長いですから、全員がICカードを持つためにはまだ相当な時間を要すること等々を考えれば、そういう移行過程において、いろんな周辺機器が整備されていくと、こういう形でこれを活用して、さらにそれぞれの信用力を高めようといういろんな動きもあるでしょうし、これは一つのIC化といいますか、IT化社会における一つの流れの中で、いろんなものが整備されてくるというふうに御理解いただければと思っております。

○萩原委員 もう一つ確認。結局ICチップの中には本籍だけしか入ってないわけですか。

○中原交通部長 表面に書いてあります住所以外の本籍のデータ、それから写真のデータですね、それから免許の種別、何の免許を持っているのかと、それから有効期限、それから免許の番号等、表面に書いてあるものはすべてIC化されて、このチップの中に入っています。

○萩原委員 違反等は入っていないということですね。

○中原交通部長 違反は入っておりません。

○萩原委員 そうじゃないと消さないかんからですね。期間が来たら消える場合があるからね。

○押川委員長 ほかに議案についてはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、その他報告事項について受けたいと思います。

○福田委員 振り込め詐欺の件で、私は、敬老会で地元の警察の皆さんと、一生懸命高齢者に向かって啓発されている姿に感心をいたしましたが、きょう、資料を見せていただきますと、被害者の年齢別構成ですね。40代、50代、60代が多いということは、まだ現役世代ですね。どうして現役世代が多いんでしょうかね。私、ちょっと意外に思ったんですが、今、啓発活動を一生懸命されておりますターゲットの高齢者が少なくて、私たちの現役世代40、50、60ですね、その辺はどういうふうに分析をされておりますでしょうか。

○松尾刑事部長 必ずしも答えにならないかもしれません。確かに、委員、おっしゃるところ、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺にしましても、年代層がばらばらなんですね。ただ、特徴としまして、オレオレ詐欺は大体50歳以上の傾向があります。それから架空請求詐欺が、これはことしの数字なんですけど、60歳代の2人を除きましてはすべて50歳代以下、これが20人、約9割という状況です。また、融資保証金詐欺、この年齢層は20歳代から80歳代までばらばらです。幅広い層を示しております。還付金詐欺、これは40歳代が1名でありますけれども、残りの10人は50歳代以上70歳代までおります。50歳以上が9割を占めるというような現状になっておるわけですね。

委員がおっしゃいました現役世代が云々というお話でありまして、じゃ、現役世代はだまされないのかということじゃなくて、いろんな年代層で被害があつていているということは、やっぱりそれなりにそれなりのいろんな事情がございまして、犯人グループのだましのテクニックが、

年代層年代層を突いたような、うまいだましの手口になっているんじゃないかなと、私は、そのように認識しておるわけですけれども、非常に難しい御質問で、必ずしも答えになつてないと思うんですけど。

○相浦警察本部長 刑事部長の説明に補足させてもらいますが、私ども警察官の情報発信がもうちょっと丁寧であるとわかりやすかったのかかもしれません、振り込め詐欺といいますと、典型的なオレオレ詐欺のイメージが世上強くて、もともとこういう詐欺事案に対して、警察として、特に力を入れていこうと思った最大の契機になったのは、高齢者、特にお年寄りの方々が御親族の不幸をうまくかたられてやられるパターンというのが、およそまじめなお年寄りがやられているということで、対策の一一番コアになる対象だったんですね。

ただ、本格的に振り込め詐欺の対策をやっていこうということになりましたときに、振り込め詐欺の一応の考え方として、架空名義でありますとか、他人名義の携帯電話と、それと同様の通帳を活用して行われている詐欺全般でいろいろなものが既にはやっておりますので、それも全部取り込んで対策を打つていこうということになりました、その結果、ここに書いてありますような架空請求詐欺でありますとか、融資保証金詐欺でありますとか、新しいジャンルが入ってきております。

それで、架空請求詐欺というのは、一番わかりやすいのは、例えば、携帯やパソコンでどちらかというと、色物系のいろいろなものをネットサーフィンで見られる方がおられると思うんですが、そういうことに引っ掛けてきて、「あなた、有料サイト見ましたね。有料サイトを見て、まだ料金未払いですから、お金を払いなさい」と

いうのはよくあるパターンなんですね。そうすると、そういうネットサーフィンをしている方でことさら家族にもそういう話をしたくない方というのは少なくないような気がしますし、その辺の心理をうまく突いてきて、それで、これは一件一件の額はそれほど大きくないんですけども、オレオレ詐欺に比べればずっと——数十万円単位で振り込ませるというパターンでございます。そうしたら、当然、累計上、お年寄りというよりもかなり幅広くて、どちらかというと若い人になってくるところがございます。

融資保証金詐欺のほうは、お金を融資しますという誘いがあって、それをいろいろやり取りしているうちに、その融資をする前提として、若干の保証金を入れなさいというふうに詐欺で持ってきてまして、結果的に保証金だけを持っていかれるというパターンなんですね。ですから、これはどちらかというと、多重債務者でありますとか、借金問題に悩んでおられる方が中心になりますので、年齢層がまた架空請求詐欺よりはちょっとアップする形で、ばらばらばらっと出てきているということでございまして、そういうことで年齢層はかなり幅が出てきております。

ただ、やはりオレオレ詐欺が一番犯罪としてはひどい犯罪であることは変わりませんので、引き続き——それと、そういう方が、還付金詐欺とかにも遭われているんですよね。これを見ていただくとわかりますけれども。ですから、高齢者に対して、犯罪に遭わないための対策を進めていくことは、引き続き、重要なこというふうに考えております。

○井本委員 この還付金詐欺というのは、どういうふうにしてやるわけですか、具体的に。ちょっと想像できんのですけど。

○松尾刑事部長 これは、最近社会保険庁のそういうものを装ってやるのが多いんですけども、自分のあれを考えてみれば気づくと思うんですけども、保険料の還付金があると、そういうことを言ってくるわけですね。要するに、今、事例をここに持っておりますけれども、「あなたの場合、保険を払い過ぎていましたので、還付手続をします。ATMで手続ができますので、近くのATMにキャッシュカードと携帯電話を持って行ってください」と、そういうことを申し受けるわけですね。そうかなと、私、ちょっと払い過ぎていたんだなということで、じゃ、返ってくるんだということで行くわけですね。

そうしますと、携帯電話で向こうがいろいろ指示をしてきまして、ATMをこうしなさい、ああしなさいというふうに指示が来るわけです。いじっているうちに、自分の口座の中からお金がそのまま相手の口座の中にはぱっと移動してしまうと、だまし取られてしまう、こういった詐欺であります。

ですから、社会保険庁とか税務署とかいろんなところを使ってるようですがれども、自分が今まで納入した金額とか、いろんなことをじっくり考えていけば、そういうことはあり得ないと思うんでしょうけれども、人間、欲がいろいろ絡みますから、お金が返ってきますよと言われますと、そうかということで、じゃ、返ってくるんだな、ありがたいということでだまされてしまうと、こういう詐欺でございます。

○相浦警察本部長 実は、この還付金詐欺だけ他の詐欺類型と違って若干特徴がありまして、必ずATM送金を使うんです。ほかのものは中には別の形でお金を送らせるパターンもあるんですけども、これは必ずATM操作とリンクしていまして、要するに、これは若い人はひつ

かからないんですね。社会常識がありますから。年齢の高い人で、そうやって還付金が戻ってきますよということで、うまくATMに誘導されて「このボタンを押しなさい」「あのボタンを押しなさい」「そのボタンを押しなさい」というふうにずっと携帯で連絡をもらいながら、そのボタン操作をやっているうちに、いつの間にか自分が持っているお金を振り込んでしまうと、いろいろやっているうちにですね。その錯覚をうまく利用したタイプでございまして、ですから、今、ATM対策ということでいろいろやっております中で、特に、ATM機器の前で携帯電話は使えないようにしようという大きな動きがあるのと、それと、当面は、行員の方も気をつけてもらって、携帯で話をしながらATMをいじっている人がいたら、すぐ声をかけようというような動きをやっているんですが、それで一番防げるパターンなんですね。錯覚をしてボタンを押してしまうパターンで。おわかりいただけますでしょうか。そういう感じのイメージです。

○図師委員 先ほど被害者の傾向の分析をお話しいただいたんですが、サラ金の多重債務の方とか、有料サイト利用の架空請求なりとか、被害者の方々はランダムに当たられた結果、たまたまその方が被害者になったのか、もしくはそういうサラ金なり有料サイト利用者情報がどこからか漏れていて、ある程度、ピンポイント的に電話がかかってきてているのか、そのあたりはどうですか。

○相浦警察本部長 ちょっと当県の実態については、必ずしも私も承知していないんですけれども、これまでちょっと関係の仕事をしてきた関係で知っているざっくりとしたイメージでありますけれども、今の図師委員のお話は、かなりイエスの部分があるんじゃないかなと思ってい

ます。

例えば、有料サイト利用者をだまそうと思ったら、実態としては、その特定の人をねらうというよりも多数にばーっと出すんですね。融資保証金も恐らく多くの人にはばーっと出すんですね。そして、どれか釣れるものを釣ろうと。オレオレ詐欺というのは、一軒一軒にやってきますから、それもどつかからお年寄りが特に一人でおられるところという情報を何らかの形でいろいろ入手しているんだと思うんですが、今、申し上げたような架空請求詐欺ですと、そういう何といいますか、ネットの利用者に関する個人情報の問題がどこかで何らかの形で特定の者に集中して情報があるんじやないかとか、あるいは多重債務に関するブラックリストみたいなものがですね。例えば、ヤミ金融の問題とかもございましたので、そういうものの中で、しかるべきところには、そういうブラックリストみたいなものがあるのではないかというようなことは、実際に犯行を見てみると、感じられるのが現状だと思います。

○図師委員 実際、私もですが、多分ここにいらっしゃる方はそういう電話なり受けられたことはないと思うんですよね——ある方もいらっしゃるのか。ただ、やはりそういう絞り込みがされているんであれば、情報漏洩があるわけで、そこのあたりからの取り締まりといいますか、捜査をされることが、またこういう被害者を少なくしていくことにもつながるのかなと思いました。以上です。

○太田委員 説明の中で、助長する犯罪というふうに言われましたが、例えば、携帯電話もいっぱいいろんな人が使っているんですが、例えば落としたりとか、もしくは携帯電話を盗まれたりした場合に、こういったオレオレ詐欺という

か、振り込め詐欺の犯罪に使われる可能性があるのかどうか。いわゆる今の話を聞くと、盗品の譲り受けということですから、自分の携帯が盗まれて何か使われていくとするならば、例えば、体育館に行ったりすると、みんな携帯を使って、服を脱いだりして置いているのがいっぱいありますよね。そういう可能性があるなら、その辺の対策もせないかんのかなと思いますが、とられた場合は、買ったところで、すぐに電話を切るとか、そういう手続をすればいいのか、その辺ちょっと確認をいたします。

○松尾刑事部長 とられた場合は、すぐそういう手続をしてもらわないといけないと思います。そういういたものを悪用する可能性は十分にあり得ると、これは振り込め詐欺でなくても、十分にあり得るだろうと思います。

先ほどちょっと助長犯の説明が悪かったかもしちゃませんが、盗品等の譲り受けとか、譲り渡しとかいうものが、これは刑法に書いてあるんですけれども、結局、通帳がお金になるわけですから、銀行に行きまして、ライフライン等に使うつもりじゃなくて、だれかそういった振り込め詐欺の仲間たちに売るつもりで預金通帳を銀行に行ってつくってもらうと、これはいわゆる通帳詐欺ということになるわけですね。ですから、これは詐欺罪を構成しておるわけです。その詐欺罪を構成した通帳をまだれかが譲り受けるわけですね、それが次々次々と——振り込め詐欺の本犯に行くわけですけれども、それが要するに盗品等の譲り受け、結局、詐欺罪でとった盗品をそのまま、今度は、これを買うやからがいまして、それをまた買う、それをまた次に買うと、どんどんどんどんわからなくなっていくわけですけれども、それがまた振り込め詐欺の本犯に行き渡ると、こういうのを盗品等

の譲り受けと言っているわけでございます。これは罰条、懲役等がございます。そういうことを説明したつもりでございます。

○太田委員 であれば、例えば盗品であれば、盗まれた方が、銀行なり電話会社なりにいわゆる失効させるというか、きちんとすればそれは発生しないということでいいんですよね。それが使えなくなるようにしてしまえば、通帳をですね。

○松尾刑事部長 そうですね。携帯電話の機能を失わせしめれば、これは携帯電話を使うわけにはいかんわけですから、それをやってしまうということになればいいと。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○川添委員 刑事部長にお伺いしますけど、これには年齢別が出てますけど、男女比の分析ということは何か出していらっしゃいますか。

○松尾刑事部長 ことしの7月末までの109件を男女比で割りますと、非常に均衡しておりますが、男性は全体の約45%、女性が約55%であります。類型別ではありませんで、全体、オレオレから架空請求、融資保証金、全部ぶつ込みでそういう比率になっております。

○川添委員 わかりました。それと認知件数がことしが109件、昨年が174件、合わせると283件ということなんですけれども、実際、先ほど本部長からも御説明があったように、例えば、有料サイトの余り人に知られたくないような振り込みとか、被害届が出てない実態も、もしかしたらあるのじやないかなと思うんですが、そこ辺はどんなふうに見ていらっしゃいますか。

○松尾刑事部長 必ずしも、被害届が出てない数字をここでは出しておりません。把握しておりませんけれども、あるんじゃないかなというふうには思っております。実際に、現実的に振

り込みをしなかった、要するに、そこまでいかなかつたということで、「いいか」というようなことですね。ここに挙げておりますのは、ほとんどの既遂でございまして、現実に被害に遭つたという数字、これを挙げております。

○川添委員 それと、昨年からで限定して280件、300件近く事件が起こったと。そして先ほども御説明があったと思いますけど、結局、検挙された件数というのは大体ざっくり何割ぐらいですかね、つかまえた件数。

○松尾刑事部長 ことしの場合は、先ほど振り込め詐欺の本犯を32件でございましたかね、33件ですね。現実にはもうちょっと伸びているんですけども。7月末で今、切っているもんですから、33件の1名ということで、助長犯が25件の13名ということでございますので、かなり発生の割には検挙が低いというのは、これはまさに申しわけないのですけれども、非常に犯行ツールといいます口座とか携帯電話は、匿名性が非常に高くなっているということと、また犯行グループがどうしても首都圏に集中しておりまして、そちらのほうに対する捜査がなかなか伸びないと、先ほど説明いたしましたが、助長犯で突き上げをやりながら、一生懸命そちらの本犯のほうにいくように頑張っておるんですけども、非常に困難性が伴っております。検挙のほうはなかなかいってないということですございます。今後、犯行ツール対策とかですね、出し子というのがいるんですけども、要するに振り込まれた口座の中からお金を取り出して、グループのところに持って帰るというようなのがいるんですけども、そういうものの捜査とか、いろんなものをやりながら、今後、検挙を高めていきたいというふうに考えております。

○川添委員 その犯行ツール対策で——実際、

預金通帳とか携帯電話、どれぐらいの金額で流通というか、やみ市場で流通しているんでしょうか。

○松尾刑事部長 これは、金額的には幾らという特定はちょっとできないんですけども、2～3万であったり、1万であったり、いろいろさまざまであろうと思います。

○川添委員 これを、そういった悪いことに使われるということを認識した上で、先ほど言われた詐欺の意図で売買してつかまつた場合の罰則の重さというのは大体どれくらいですか。

○松尾刑事部長 通帳詐欺と先ほど言いました。要するに、銀行とかそういった金融機関から実際には自分が使うんじゃなく、第三者に譲渡するという目的ですね、銀行からだまし取って通帳詐欺をしたと、これは10年以下の懲役、要するに、刑法の246条の詐欺罪でございます。そこに当たります。だまされた通帳、だましてとった通帳を今度はまだれかに譲り渡すということになるわけですが、これは盗品等の譲り渡しということになるんですけど、有償でありますと10年以下の懲役、50万円以下の罰金とかいうのがございます。また、生活口座で今眠っているのがありますよね。たんすの中あたりに、もう切りかえをしてしまって使わないと、こういったものはいわゆる休眠口座とか我々呼んでおりますけれども、こういったものを無償で譲り渡すとかいうことになりますと、これは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」というのがございまして、3月から動いているんですけども、50万円以下の罰金、これを業としてそういった休眠口座、生活口座等を譲り受けたり、交付したり、提供を受けるということになりますと、2年以下の懲役になるとか、さまざまな法律と罰則が動いておる。そういうものを適用

しながら突き上げをやっていくということをやっています。

○川添委員 県内の方がそういった売り買いをされていることも考えられますので、そういった罰則事例も啓発の中に入れていくといいんじゃないかなと思うんですけれども、あと、先ほどおっしゃられたATMの監視ですね。銀行もいろいろ振込額の限度額を下げたりとか、モニターでいつもちょくちょく何か変な動きをしている振り込みの方がいらっしゃらないかなと見ているんですが、これは休日・土日だとなかなか、これは監視センターで見ているんですけども、台数が多いから目が届かないところも多いと思うんですが、そういったところ、夕方とか休日とか含めて巡回は大体どれぐらいの頻度で考えていらっしゃるんですか。

○椎葉生活安全部長 一般の警察官にはこの振り込め詐欺の防止対策のために、努めて金融機関のATMのところに立ち入りをして警戒をするように指示しております。ただ、一日何回行けとかという、そういう基準はございませんものですから、私ども、どの程度の頻度で立ち寄っているのかは把握はしていませんけれども、いわゆる警らの途中等に、できるだけ可能な限り、立ち寄って警戒をするように指導しているところであります。以上です。

○川添委員 最後に、広域化犯罪の典型だと思うんですけども、県内の犯行グループというのは、何というか、県内から他県に何かやっているような、ほとんど首都圏が中心なんでしょうか、大半が。

○松尾刑事部長 振り込め詐欺の本犯は、やっぱりどうしても首都圏に集中しているという現状にございます。過去に、本県で先ほど言いました助長犯的なものを検挙しまして、暴力団的

な要素がありましたけれども、突き上げていって、首都圏で実行犯の被疑者をつかまえたといった事例はございます。

○井本委員 この犯罪は日本独特の犯罪なんですか。それとも外国にもあるんですか。

○松尾刑事部長 外国で振り込め詐欺があるということは私のほう、認知しておりませんけれども、日本独特なのか、ちょっとお答えになりませんけど。

○井本委員 日本人がそれだけ人を信じやすいから、そこをつけ込んでいるのかなと思ったりするもんですから。あれなんですかね、国のほうとしてはどうなんですかね。これだけ特別に、刑法で言えば詐欺犯なんでしょうけど、別の特別犯ということで、もっと厳しい罰則を設けるような、そういう動きというのはないですか。

○松尾刑事部長 確かに、詐欺を一番先に説明しましたので、詐欺という頭があると思うんですけども、先ほど申し上げましたとおり、助長犯、要するに、次から次に転売していくとか、そういったもの等が非常に横行しましたので、先ほど申し上げましたが、要するに、業として生活口座を譲り受けたり、譲り渡してみたり、そういう人を罰するために犯罪による収益の移転防止に関する法律とか、こういったものが整備されましたし、また、携帯電話等の不正な譲り渡し、譲り受け等を阻止するために、携帯電話不正利用防止法、これは携帯電話の事業者が、携帯電話の名義を変更する際に、譲り受け人等の本人の確認を行わなかったとか、そういうものを罰する、また業として、携帯電話の事業者に無承諾で、自分の携帯電話を他人に譲り渡したと、こういったものを罰する法律が整備されたり、いろいろ行われております。それと、先ほど言いました詐欺罪とか、そういうた

ものを駆使しながら、振り込め詐欺に対処しているというのが現状でございます。

○押川委員長 よろしいですか。

その他を含んで何かございませんか。

○松村副委員長 管轄が違うかもしれないんですけど、被害額というのがたくさん出ているんですけども、被害者に被害額が回復されるとか、返還されるというようなことはあるんですかね。その役割というのは、警察は何か担っているんですかね。

○松尾刑事部長 これは本年6月からスタートしているんですけども、被害金の返還手続が動いております。これは簡略しますと、振り込め詐欺被害者救済法というふうに呼んでおるんですけども、正式名称でいきますと、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」、こういうものが6月から動いておりまして、振り込んだ金額等が特定されまして、口座が特定されていくと、そこから、全額戻るかどうかはわかりませんけれども、お金の返済を受けられるというシステムが動いております。

○松村副委員長 そこには警察もちゃんと関与しているということですかね。

○松尾刑事部長 はい。警察の関与としましては、現実にそういう振り込め詐欺の被害に遭った被害届けがなされると、そういったものの確認、これは非常に我々わかりにくいあれなんですが、預金保険機構という機構がございまして、そこは一応、そういう振り込まれた口座、そういうものを取り扱いまして、私なら私がその被害の口座に振り込んでいるといったものを特定していきまして、権利・義務があるかどうかというようなチェックをいたしまして、その分配金の支払いを受ける権利・義務がはつき

りしましたら、銀行に分配を申請すると、いろいろ流れがちょっと難しいので、もう一回説明しますと、犯罪利用の口座を凍結します。我々も、口座、どこに振り込んだというのがわかりますから、その口座を凍結します。口座名義人の権利を失わせる公告というものを、この預金保険機構というのがやるんです。60日以上ります。振り込んでしまった口座がないかどうかを被害者の方は自分でチェックしていくと、その預金保険機構の公告を見て、「あ、これはおれが振り込んだ口座だ」ということがわかりますね。そこで、「私も振り込んでおります。幾ら幾ら振り込んでおりますから、その被害金額を戻してください」という申請をします。銀行が被害金を確認した上で、そこには、いっぱい何十人、何百人が振り込んでおりますから、例えばそこに1,000万の振り込みがあった場合、被害金額に応じまして分配で支払いをすると、そういう法律が動いておるわけでございます。ですから、全額とはいかないまでも、一部の振り込め詐欺の被害金額が戻るシステムは今、あるということでございます。

○松村副委員長 現実的には、宮崎県でもそういう被害者対策で返還されている方もいらっしゃるということですか。

○松尾刑事部長 確認しておりません。済みません。

○太田委員 道路使用許可申請書の件で、県民の方から相談がありました。それで、どういうことかというと、ある商店の前でビラを配布するということで、警察署のほうにその道路使用許可申請を行ったところ、それなりの様式はもらったそうなんですが、その中に、その道路を使用しているところに面しておる商店の承諾書、お店の承諾書も何か添付しなきゃならないとい

うか、その書類を求められたというか、何か渡されたのか、そういうのがついてきたらしいんです。それで、これは普通、県警のほうに道路使用許可をするのに、そこの商店主の人から同意がもらえなければ、何らかの集会なりビラ配布ができないとなると、ちょっと法に触れるといいますかね、憲法——集会・結社の自由とか、表現の自由とかというところにも触れるような気がしたもんですから、それは絶対出さないかんもんでしょうかということなんですが、いかがでしょうか。

○中原交通部長 今の御質問の点ですけれども、結論から申し上げますと、そういう民間人からの承諾書の添付は必要ありません。基本的に公道ですので、所轄の警察署長が道路使用許可をするわけですけれども、道路の安全と円滑が図れるという観点から審査をしまして、道路の安全と円滑が確保できるという条件をつけて、それがそういう条件が受け入れられれば、それで許可をするということでございますので、多分、その話は私、承知しておりますけれども、何といいますか、一般的に言うと、他人の軒先を借りていろんな宣伝をやるということで、そういう民間人同士のトラブル防止のために、一応礼儀として、そういう許可といいますか、「お宅の前で、ちょっとビラを配らせてもらいますよ」というようなことをされているんじゃないかなと思いますけれども、法的には全くそういう必要はございません。以上でございます。

○太田委員 わかりました。法的にもないということあります。そうであれば、実は、一番心配したのは、その商店街の人が、あの団体は好かんで、この団体だったらしいとかね、そういう向こう側の事情で選別されるようなことで、表現の自由というか、その辺が影響されてはい

かんなという思いからさせてもらいました。今この答弁で理解いたしました。

それと、警察のほうで出されている許可条件、それから指導事項というのもありますよね。これを読んでみると、本当にそこ辺の問題点は全部網羅されていると思うんですよね。お店に何か迷惑かけないようにとかあるわけで、商店のほうは、これも本当だなと思うのは、例えば、店の玄関付近で入店される人の迷惑にならないようにということは、それは当然だろうなと思うんですよね。それから、バッグとか配っている人たちの持ち物を、何かみだらに置いちゃってもいかんとかいうのも要望としてあるんですよ。実は、この人たちも、今までそういうことをやるときには、そこのお店近辺には必ず事前にあいさつに行って、「配らせてもらいます」ということを言っていた市民の慣例もあるわけで、ちょっとこれ、びっくりしました。

要望として言うなら、そういうことであればよろしいんですが、警察が出される許可条件、指導事項を説明するときに、お店のほうにこういう迷惑をかけたらいかんと思います。その辺は配慮してくださいねということを言ってもらえば足りるんじゃないかなと思いました。わかりました。了解いたします。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○図師委員 1点だけ手短に、口きき問題についてちょっとお伺いしたいんですが、大分県の教育委員会の金品授受を含むといいますか、不正な職員採用問題に関してですが、大分の場合、大口の金券が動いているのを県警のほうが追跡調査をして、ああいう事件の全容解明に至ったということを聞いています。宮崎県ではあの事件発覚後、金券ショップなり、質屋等のそういう重点調査・捜査なりをされた経緯はあ

られるんでしょうか。

○相浦警察本部長 まず、前段の大分県警が今回の事件を検挙されるに当たって、どういう形でどうされたのかというのは、私ども承知しておりませんので、よくわからないんですけれども、ただ、一般的に、捜査の手のうちの部分もございますので、一般的には物は言いにくいんですけれども、基本的には、瀆職罪が当県下でもいろいろな分野、いろんな領域で発生しているのではないかということについては、最大の関心を払いながら、さまざまな形で情報収集を行っております。以上です。

○図師委員 一応、質屋等の定期的な立ち入りと申しますか、盗品の確認の立ち入りはされているとは聞いたことがあるんですが、特に、大分県の事件発覚後、強化されたという取り組みはないわけですね。

○相浦警察本部長 大分の問題があったから宮崎で同種の問題があるかどうかというのは、それは考え方だと思いますので、従来から、先ほど申し上げましたような観点から、情報収集をしておりまして、基本的にそういうスタンスで引き続きやっていこうということでございます。

○押川委員長 交通部長にお聞きいたしますけれども、運転免許証の偽造・変造、この防止のために今回IC化を進められるということですけれども、全国的な件数、あるいは本県の件数、わかれればちょっと教えてください。

○中原交通部長 全国的な大まかな数ですけれども、年間大体80件程度でございます。本県につきましては、何年かに一遍1件ということで、年に平均しますと1件足らずという程度でございます。

○押川委員長 この偽造によって重大事件・事

故等々があったのかないのか、全国的なものを見て。

○中原交通部長 全国的なものについては、承知しておりませんけれども、本県で免許証を偽造して、それが他の重要な犯罪に使われたというものは承知しておりません。自分の無免許を逃れるとか、免許の種別を違う種別まで乗れるようになると、その程度の偽造の結果でございました。

○押川委員長 あくまでも、今回、IC化されるのは、そういうものの目的、あるいは簡単に免許証の所持が確認できる、そういう意味というものが大きなねらいの中にあるんでしょうかね。

○中原交通部長 全国の警察庁の考え方そのもの等につきましては、私も十分把握はしておりますけれども、委員長の御指摘のとおりだと思います。とにかく偽造・変造がよりしにくくなるという点、それから、より身分確認の精度が上がるため、そういうIC免許証をつくるようになったということだろうと考えております。

○押川委員長 わかりました。

ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時29分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、

教育長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、裏にあります目次をごらんいただきたいと思います。今回、御審議をいただきます議案は、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」、並びに議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」、それから議案第16号「民事訴訟事件の和解について」の3件でございます。また、その他報告事項といたしまして一番上にあります北諸県地区に設置を検討している中高一貫教育校（併設型）の設置理念（案）等に関するパブリックコメントについてなど、3件を説明させていただきます。

このうち、補正予算の関係でありますが、委員会資料の右にあります1ページをごらんください。今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下のほう、太線で囲んでおります計の欄に記載しておりますように、1,917万8,000円の増額補正をお願いいたしますものであります。補正後の額は、1,158億198万円であります。内容につきましては、理科支援員等配置事業等3件で、いずれも、国庫委託事業の決定等に伴う補正であります。

私のほうからの説明は以上でありますが、引き続き、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○黒木学校政策課長 学校政策課でございます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計

補正予算（第1号）」について御説明いたします。お手元の平成20年度9月補正歳出予算説明資料の99ページをお開きください。

今回の学校政策課の補正は、国の委託事業決定等に伴うもので、一般会計で1,713万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は20億1,178万6,000円となります。補正の内容につきましては、次の101ページをお願いいたします。

1つ目は、5段目（事項）指導者養成費の理科支援員等配置事業に係る科学技術振興機構の追加受託決定に伴うものであります。これは退職教員等による理科支援員の追加配置を行い、小学校の理科授業における観察・実験の支援と、教員の指導力向上を図るもので、1,167万2,000円をお願いしております。

2つ目は、（事項）生徒健全育成費の新規事業スクールソーシャルワーカー配置事業の国庫委託決定に伴うものであります。これは、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけの対応では限界があるため、社会福祉の専門的な知識・技術を有する方を、ソーシャルワーカーとして教育事務所等に配置し、児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒の支援を行うもので、546万7,000円をお願いしております。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。お手元の文教警察企業常任委員会資料の2ページをお開きください。1の改正理由につきましては、日南振徳高校の新設並びに日南工業高校、日南農林高校及び日南振徳商業高校の閉校に伴い、所要の改正を行う

ものであります。

2の改正内容でありますとおり、別表第1において、新高校日南振徳高校を加え、既存の3校を削るものでございます。

3の施行期日につきましては、新高校の設置については、県立高校入学者選抜の関係から平成21年1月1日としております。既存の3校については、現在の1年生が卒業するのが平成23年3月でありますことから、閉校は平成23年4月1日としております。

4に、新高校の概要を示しておりますが、学科はごらんの6学科で、定員はそれぞれ40名となっており、多くの科目を選択できることがこの学校の特徴でございます。

新高校の校名の日南振徳高校は、公募の結果を踏まえ決定させていただきました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、その他報告事項といたしまして、北諸県地区に新設を検討しております中高一貫教育校（併設型）の設置理念（案）等に関するパブリックコメントについて御説明いたします。

新たな中高一貫教育校（併設型）の設置理念と基本構想の素案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施することにいたしました。

5ページから7ページに、パブリックコメントで実際ホームページに掲載する資料をお示しました。まず、5ページをごらんください。実施時期・方法につきましては、下記の2、3にお示ししたとおりでございます。1の閲覧資料等につきましては、コメントを求める設置理念等を示しております。

6ページをごらんください。目的につきましては、本県中等教育の一層の活性化と、「次代の日本や世界を切り拓く人材の育成を目指す」と

いう観点から、中高6年間にわたる計画的・継続的な特色ある教育活動を通して、次に掲げる理念のもと、知・徳・体の調和のとれた人材を育成するとしております。

理念につきましては、（1）自然に包まれた都市の豊かな教育環境のもと、ふるさとみやざきへの誇りをもち、人間力にあふれた人材の育成を目指す。（2）自然・人文・社会に関する事象への旺盛な探究心や、高い科学的洞察力を備えた人材の育成を目指す。（3）郷土の産業や医療等の中核となる人材はもとより、次代の日本や世界を切り拓く人材の育成を目指すとしております。

次に、7ページをごらんください。ここでは中高一貫教育校の基本構想「イメージ」として、設置理念を踏まえた目指す生徒像を示しております。これらの内容を県のホームページに掲載するとともに、各県政相談室等に備え置き、県民の皆様が閲覧できるようにいたします。なお、結果につきましては、平成21年2月をめどに公表する予定であります。以上でございます。

○瀬川特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。お手元の平成20年度9月補正歳出予算説明資料の103ページをお開きください。

今回の特別支援教育室の補正は、国の委託事業決定に伴うもので、一般会計で203万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は8,931万5,000円となります。補正の内容について御説明いたします。

105ページをお開きください。上から5段目、（事項）特別支援教育振興費の新規事業、理学療法士等を活用した指導方法改善事業でございます。これは、特別支援学校において障がいの

重度化、重複化、多様化が進む中で、効果的で的確な支援を行うため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの外部専門家を活用して指導方法等についての実践研究を行うものであります。以上でございます。

○得能スポーツ振興課長 文教警察企業常任委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

平成13年9月に宮崎県が主催して開催をいたしました、「日本スポーツマスターズ2001宮崎大会」のイベント会場で発生いたしました交通事故に関する損害賠償事件の和解についてでございます。

事故の概要でございますが、イベントを開催いたしておりました平成13年9月24日に、イベント広場から会場に隣接しておりますトイレに行こうとした●●●●さん（当時5歳）が、タクシーと接触し、傷害を負ったものでございます。事故当時、現場の事故処理を担当いたしておりました警察官も、事故の当事者間で示談すべきものであるとの判断を示しており、県でも、その方向で処理されているものとの認識でありましたけれども、示談が不調に終わり、平成19年5月2日に、事故の被害者であります原告●●●さんが、事故の加害者でありますタクシー運転手●●●●と●●●●株式会社を相手に、また平成19年12月21日に、イベントの主催者であります県を相手に、損害賠償請求の訴訟を起こし、その後2件を併合して、審理が行われていたものでございます。

2の和解についてでございますが、平成20年7月24日に裁判所から和解案が示され、8月11日に原告被告双方が和解に応することについて合意いたしております。理由でございますが、県に賠償責任があるとの判断に基づく裁判所か

らの和解の勧めについては、尊重せざるを得ないこと、また、県の訴訟代理人弁護士も同様の意見であることから、和解に応ずることとしたものでございます。

和解金額は、県が150万円、タクシー運転手及びタクシー会社が連帶して750万円を原告に支払うといった和解内容となっております。なお、本件につきましては、裁判所及び県の訴訟代理人弁護士も、事故が発生した出入り口部分に警備員を常駐させるなど安全管理を徹底していれば事故は回避できたものと考えられ、その点において県の過失は否定できないとの考えを示されているものでございます。

3の県の予算措置についてでございますが、和解金等につきましては、当時、事務局において契約しております損害賠償保険により充当することとしております。

県教育委員会といたしましては、今回の事故を教訓といたしまして、イベントの開催のみならず、あらゆる教育活動の場での安全対策について、関係機関や関係団体と綿密に協議をするなど、万全を期してまいりたいと考えているところでございます。以上、御審議をお願いいたします。

続きまして、報告事項でございます。資料の8ページをごらんください。埼玉県を中心に関催されました全国高校総体の結果について御報告をいたします。

団体の結果でございますが、新体操男子の小林秀峰・工業高校、男子バスケットボールの延岡学園高校、女子弓道の妻高校の優勝を初め、全体で12競技14種目が入賞を果たしております。なお、新体操男子の小林秀峰・工業高校は、春の全国高校選抜大会と合わせて2冠となっております。

また、個人の結果につきましても、新体操男子の小林秀峰・工業高校の日高祐樹君が個人総合で全国高校選抜大会との2冠、柔道女子個人63キログラム級の宮崎商業高校の菊川優希さんの2連覇、そのほか、陸上競技砲丸投げの宮崎工業高校の七尾紘君、ウエイトリフティング105キログラム超級の小林秀峰・工業高校の下村裕太君、カヌーカナディアンシングルの宮崎大宮高校の美座幸陽君の計5名が優勝し、12競技延べ33種目に入賞を果たしております。

これらの結果を過去の成績と比較いたしますと、平成4年に宮崎で開催されました全国高校総体を上回る過去最高の成績となっております。

次に、全国中学校体育大会の結果についてでございます。次のページをごらんください。団体では、岡富中学校のソフトボール女子を初め、4競技で入賞を果たしております。個人でも柔道競技におきまして、沖水中学校の高山莉加さんと五十市中学校の深瀬雅樹君が入賞を果たしております。

また、全国中学校体育大会に準ずる大会におきまして、空手道男子団体組み手で富田中学校の2年連続優勝を初め、3種目で入賞を果たしており、競技団体が主催する入賞数を加えますと、本年度の入賞者数は9種目となります。これらの結果につきましては、教育委員会で取り組んでおります競技力向上推進校の指定やトップアスリート事業など、本県の少年競技力向上への対策が着実に実を結んできている成果だというふうに受けとめているところでございます。

資料の10ページをお開きください。国民体育大会第28回九州ブロック大会の結果についてでございます。まず、夏季大会における九州各県の成績一覧でございますが、大分県は本年度の本国体の開催県であるため、ブロック大会は免

除となっております。本県成績は、太線で囲まれた網かけの部分になりますが、一覧表の丸数字が九州ブロックの通過順位を示しております。サッカー成年男子ほか宮崎の欄に丸数字が記載されている競技が本国体への出場権を獲得した競技でございます。夏季大会の合計では、一覧の一番下にありますように、昨年度より2競技7種目多い6競技15種目で代表権を獲得いたしております。

次のページをごらんください。2ページにわたって秋季大会の成績を示しております。本県成績は、太線で囲まれた網かけの部分になりますが、体操競技の新体操少年男子やバスケットボール少年男子、ソフトテニス成年男子、弓道少年男子の4競技4種目での優勝や、テニス成年男子ほか、4競技5種目で準優勝するなど、全部で14競技26種目で九州ブロック通過を果たし、本国体への代表権を獲得いたしております。

一覧表の最後、合計の欄をごらんいただきたいと思いますが、ブロック通過状況を示しております。昨年度が14競技23種目でありましたので、本年度は3種目ふえている結果となっております。国体改革により代表権数が絞られている中、よく頑張っていただいたと思っているところであります。夏季大会と合わせますと、20競技41種目で代表権を獲得しており、目標として掲げておりました代表権獲得40種目を上回り、大分国体での活躍を期待しているところでございます。本国体となります「チャレンジ！おおいた国体」は、既に9月12日から始まり、一昨日総合開会式が行われまして、10月7日まで開催されます。出場選手が力を十分に發揮していただくよう、声援を送りたいと考えているところでございます。以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました

た。

ここでお諮りいたしますが、もう12時が近いということでありまして、質疑は、午後からということでおろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、13時10分から再開ということで御理解をいただきたいと思います。暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時7分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案について質疑のある方は、よろしくお願ひいたします。

○図師委員 準正予算の内容なんですが、理科支援員等、スクールソーシャルワーカー、理学療法士等のという新たな人員を配置して、さらに教育の現場の資質向上に努められているのはよくわかっておりましますし、また、スクールソーシャルワーカーについては、いち早く導入も決められてその対応には感謝をしているところであります。

お伺いしたいのは、そのスクールソーシャルワーカー、一応7名分の人事費確保と聞いております。ましてや、これから実績を積んで、不登校なりいじめなりの改善は大いに期待できるところだと思うんですが、実績が上がってからまたさらに私も言及していくといいたいんですが、この7名分の人事費にしては、非常にまだまだこれから充当していく必要があるのかなと。聞きますと、1名のワーカーにつき週2日から3日、その勤務も1日が7時間で、時給が1,000円でしたかね、そういう条件で生計を立てていくのも難しく、そうなると、逆に人材の確保も難しく

はなってくるのかなと。もっと具体的に言いますと、結局は現役を引退されたOBの方が、余力がある方が、そういうスクールソーシャルワーカーとして配置になるくらいしかないのかなと、現役世代がこれだけで生計をというのがなかなか難しい条件になっているとは思われますが、今後の何か見通し等があれば教えていただきたいんですが。

○二見学校支援監 今、おっしゃっていただきたとおり、私どもも精神保健福祉士協会の会長さん等とも連絡をとらせていただきまして、まず1名の方については、御退職の方を優先的にお話をいただいたところです。それぞれの事務所でも必要になりますので、また今後御相談をさせていただきたいと思いますし、週の日にちも御本人が都合のいい日にちであったり、時数は一日7時間と計算をしておりますけれども、できるだけ、専門的なお力をおりたいと思いますので、個別に、学校の都合だけではなくて、御本人の都合もお伺いしながら、有効にお力をかしていただきたいなというふうに思っております。ただ、今後、始まるばかりですので、また推移を見ていかなければならぬとは思っております。また、お力をかしていただきたいと思います。

○図師委員 学校を取り巻く、生徒を取り巻く環境というのは、今、激変しております、もちろんスクールカウンセラーが行う学校現場でのカウンセリング業務も非常に有効だと思うんですが、これも私が改めて言うことではなく、対症療法ではダメで、やはりその生徒が帰っていく家庭また地域、ここを改善させていくことが慢性化している生徒の環境を改善していくことにもなりますので、そういう意味では非常に有効な事業だと思っております。有効な事業だか

らこそ、有能な人材、専門員を配置していくためにも、このあたりの手当をより拡充させていく必要もあるんだろうなと思っておりますので、また、今後ともに、私からもいろんな情報を提供させていただければと思っております。要望です。

○福田委員　これは直接ではありませんけど、振徳高校の関連ですが、学科が書いてございますね。機械科、電気、商業、経営情報、福祉はわかりますが、地域農業科というのは、かつての日南農林の延長線上ではどういう教育課程がイメージされているんでしょうかね、農業の。

○黒木学校政策課長　日南という地域的な特色を生かしまして、マンゴーですか、それからスターフルーツ等の亜熱帯植物を対象とする農業の勉強をすることによって、特色化を図りたいということで、こういう名称の学科を設置したいということでございます。

○福田委員　学科の名称からは、今、御説明いただいたような内容はイメージできないですね、対外的にはですね。言うなれば、園芸、亜熱帯果樹科みたいでしようが、私が心配するのは、農業高校の再編で、高鍋はいいですよね。これはもう後継者の養成校ですから。宮崎農業はある程度成功しましたよね。職業を選択する場合に、かなり就職の間口の広い学科再編になりましたから、これは、私は成功した事例かなと思いますが、ここは40名の中でやるわけですから、大変難しいんでしょうねけど、これは、いわゆる亜熱帯果樹に特化した学科というふうに考えていいんですか。

○黒木学校政策課長　いや、名称はこのような名称にいたしましたが、中に入りまして、コースを設けまして、これまでの森林科学というのがございましたが、コースによって、グリーン

活用コースというようなコースも設けまして、森林科学にかかる勉強もできるような、これは、入った40名がもう少しこういう勉強を専門的にしたいという場合に、コースを選ぶという形にする予定であります。

○福田委員　40名の生徒がかなりコース的には細分化されると、こういうふうに見ていいですか。

○黒木学校政策課長　はい。3年生になりましたら、自分の好みに応じて少し細かな専門のほうに分かれていくというふうに考えております。

○福田委員　地域特性から見て、後継者も一部おるのかなと思うんですが、教育委員会としては、40名の生徒の中で、自営、いわゆる後継者のコースに進む生徒、あるいは進学、あるいは就職、どういうふうにイメージされていますか。

○黒木学校政策課長　そこの最終的な、具体的な進学が何名、それから自営を目指す生徒が何名というのは、まだ確定しておりませんが、それぞれ入ってきた生徒の興味・関心、または将来の構想に応じて対応できるような教育課程を組みたいというふうに思っております。

○福田委員　せっかく県南の、宮崎県の亜熱帯とか、あるいは亜熱帯のフルーツをイメージする地域ですから、また、既存の施設もありますよね。農林高校やあるいは県の施設で亜熱帯作物支場やら、その辺を特化して、将来、県内一円から生徒が募集できるような学科の編制をされる必要が出てくるんじゃないかなという考えを持っておりますので、今からの問題でありますから、ひとつ私の要望としてお伝えをしておきたいと思います。以上です。

○押川委員長　ほかにございませんか。

○太田委員　今の図師委員の質問と似ているんですが、105ページの理学療法士を活用した改善

事業というのがありますが、これは説明の中で、外部専門家を活用ということなんですが、この外部専門家というのは、例えば、病院で既に本職を持っておられて理学療法の仕事をされている方を、委託契約か何か結んで、この特別支援学校のほうに来ていただくとか、そういうイメージでいいんでしょうか。

○瀬川特別支援教育室長 大学の先生とかを一応お願いしております。それと、理学療法士関係では病院の理学療法士等もお願いしております。

○太田委員 わかりました。

ちょっと戻って101ページの学校政策課のほうの理科支援員等配置事業、これは退職教員ということでしたので、そういう生活の問題というのは出てこないと思うんですが、これは質問でもあったかもしれません、何名ほど配置という数字が出ていましたかね。

○二見学校支援監 追加をいただきましたので、こういった補正という形をとらせていただきましたが、新たに16人分を追加していただいたところです。したがいまして、総勢37名ということでお願いできることになりました。

○太田委員 最後になりますが、議案第16号の民事訴訟事件の和解についてというところであります、全国的にも、例えばクラブ活動とか、いろんな学校行事等の中でもいろいろ事故が起こって、最近では何か落雷事故による訴訟もあったようですが、学校として一生懸命子供のイベントなり活動なりをしていくときに、こういう危険性がいっぱいあると思うんですね。自然的な落雷もごろごろとなり始めたら、もうやめとけと事前に言わないかんのような状況に実際なっているんだろうなと思うし、この和解についても、イベント会場の入り口のところに警備員を

きっちと配置しておかなきゃならないことなのか、もしくは、何か張り紙でもすればいい程度のものなのかとか、その判断が恐らく主催される側、苦労されるんじゃないかと思うんですが、災害に遭われた方は本当に気の毒なことなんですが、その辺の教育から見たときの何というかな、なかなかやりづらいなというものがあるのかなと思ったんです。その辺の悩みといいますか、その辺はいかがなものでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 どのようなイベント、あるいは授業に対しましても、安全第一ということは動かせない部分だろうというふうに考えております。したがいまして、準備できる、あるいは考え得る最大限の努力をして、準備をしておかなければならぬというふうに考えていくところでございます。

今回の事件につきましては、イベント会場に数名の警備員の方を配置はしていたところだったんですけども、そのイベント会場以外にもたくさんありますが、広い会場に固定的といいましょうか、常駐という形で警備員を配置するのは非常に難しい部分もあるうかなというふうに思います。したがいまして、当時は、移動といいますか、巡回というような形をとって安全の確保についてもらって、計画的に進めてもらつたわけでありますけれども、しかしながら、事故が起こってしまえば、そこに常駐していなかつたということにやはりなるのかなというふうに考えております。

それぞれ、今後も、いろんな計画を立てる際に、考え得るすべての情報等も入れながら、しっかりと計画を立てて備えていかなければならぬというふうに考えているところでございます。

○太田委員 わかりました。本当に、対応が実は難しいだろうなという思いから質問しました

けど、できるだけ、考えられる対応はするということで、昔、私たちもいろいろクラブ活動で行くときに、延岡から日向まで自転車に乗って行かせられたりしていたんですけど、そういう時代とだんだん変わってきたなという思いがありまして、大変だろうと思いますが、頑張っていただきたいと思います。以上です。

○井本委員 関連して、その後遺症というのは、どんな後遺症ですか、具体的に聞かせてもらえませんか。

○得能スポーツ振興課長 傷害でしょうか。

○井本委員 後遺症は……。後遺症と書いてあるから。

○得能スポーツ振興課長 右足の甲の部分なんですけれども、現在、冷たいとか温かいというふうな感覚、あるいは痛いとか、それから振動とかいったようなことに対して、軽度ではありますけれども、そういった感覚の低下が残っているというふうに聞いております。

○井本委員 軽度。

○得能スポーツ振興課長 はい。軽いというふうには聞いておるんですけども、見える場所ではございますので、生理的な苦痛等も考えるところではありますけれども。

○井本委員 それで、もう症状は固定したわけですね。

○得能スポーツ振興課長 はい。固定したと聞いております。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他報告事項もあわせてお願ひいたします。

○川添委員 濟みません、議案のほうなんですけど関連して、運動公園の具体的に大体場所はおわかりになると思うんですけど、トイレというのは、これは時計台の近くのトイレ……。

○得能スポーツ振興課長 この事故が起きたの

は、運動公園の中央入り口からずっと入ってきて、右側にある駐車場でございます。

○川添委員 ということは、駐車場内の車の移動の中で接触をしたということですか。

○得能スポーツ振興課長 駐車場とトイレとの間に通路的なスペースがあるんですけれども、そこにタクシーが縦列でずっと待機しているという状況にありました。

○川添委員 ちょうど駐車場への出入り口付近にはいつも警備員さんが立っていらっしゃると思うんですけども、中に入ったところに、タクシーが待機している状況でちょっと接触という感じですね。

引き続きまして、別の議案なんですけれども、日南の高校の統廃合につきまして、これは6学科で各学科40名ということで、一学年240名ということですが、生徒数の減少が一番大きい要因であると思うんですけども、ピーク時から大体何人ぐらい日南の職業学校の高校の生徒数は減少してきているかおわかりになりますでしょうか。

○黒木学校政策課長 ちょっとデータを確認しますので、お時間をいただきたいと思います。

○川添委員 それと、統合に伴って各校舎が空いてくると思うんですが、廃校になった校舎の利用とか何か特に考えていらっしゃいますでしょうか。

○黒木学校政策課長 来年開校いたしまして、23年の3月末で閉校ということになりますが、基本的には、教育財産として活用するということは考えておりません。今の財政状況、または学校の整備計画に伴う支出、費用等を考えまして、今後、県庁内の各部局、または関係市町等と確認をしながら、検討していきたいというふうに思っております。

○押川委員長 その他の部分でも結構です。ほかにございませんか。

○黒木学校政策課長 先ほどのお尋ねの件ですが、一番多いときは14学級ですから、それが6になるということで、ピーク時に比べて8学級分320名の減ということになります。3つの学校を合わせての計算です。

○川添委員 320人減ったということですね。ということは、ピークのときは560人ぐらいだと、600人ぐらいだったんですかね——560ぐらいですね。はい、わかりました。

○萩原委員 北諸県地区の中高一貫教育のことについてお尋ねいたします。これは、どこかの高校を想定してのパブリックコメントですか。

○黒木学校政策課長 いえ、対象となる学校は都城泉ヶ丘高校か都城西高校か、高城高校に併設するということになると思いますが、特に、どの学校をということで、この設置理念が案としてできたわけではございません。

○萩原委員 泉ヶ丘あるいは西高、高城高校を提示はしないんですか。こういうこの位置を想定されますがという提示はしないんですか。

○黒木学校政策課長 具体的にこの学校を想定するということは、この中では提示はいたしません。この設置理念が固まりまして、設置理念を具現化するために一番適切な高校はどこかとか、または余裕教室等の施設面、それから交通アクセスとか、これまでの実績等を踏まえながら、設置校を検討していくふうに思っております。

○萩原委員 「パブリックコメントを実施し」と、このパブリックコメントというのは、そんなに期待しているんですか。

○黒木学校政策課長 はい。私どもが考えたこの設置理念で、果たしてどうなのかということ

を広く御意見を賜りたいということで実施することにいたしました。

○萩原委員 言葉は美しいんですよね。「広く県民からコメント……」、ところが、県庁のパブリックコメントも、各市町村がやったってあんまり集まらんのですよね。いつも出す人間は大体特定化された人間がパブリックコメントをしておるみたいなんです。僕も時々見てますけどね。聞こえはいいんですけどね、実際どうなのかなと思っております。まあこれはいいとして、どの程度の規模とかそういうのも全部設置の理念とか基本構想のイメージ案というのは、私ども委員会には渡してもらってないんだけど、どの程度の規模を想定し、そうすると、おおよそ予想されるのは今、3校ですよね。敷地とかそういうのも全部基本構想の中に入ってるんですか。

○黒木学校政策課長 設置する学級数の規模でございますが、一昨年開校いたしました宮崎西高校附属中学校は2学級ということでありましたので、2学級前後なのかなと、これからそこあたりも詰めていきたいというふうに思っておりますが、今後、地元の中学校に与える影響ですか、今後の小学生の人数の推移等々も勘案しながら、そこは慎重に検討していきたいというふうに思っております。

○萩原委員 中学生は、結局、例えば宮崎西高のように2クラスとしたら、3年までで6クラスですよね。今の小中学校で一番困っておるのが少子化で、学校の存続までに問題をはらんでおるんですよね。あるいは学級・クラスが3クラスが2クラスになって、2クラスが1クラスになったりとかいう、そういう問題まではらんでくるんだろうけれども、中学生は、例えば都城、北諸に在住する中学生なのか、広く県下か

ら募集するのか、その辺はどうなんですか。

○黒木学校政策課長 これは広く県下からということになりますが、実際は、そんなに遠方からというのには難しいのかなというふうに考えております。

○萩原委員 例えば、正確なのか、不正確なのかはわからんけれども、都城は県西とも言えれば県南とも言えるですね。例えば、日南、串間、えびのからとなると下宿なのかなとか、あるいは、県はお金がないから、寮なんかつくる予定もないでしょうけどね。そういうものも含めて基本構想のイメージ図ができ上がっておるんですか。

○黒木学校政策課長 五ヶ瀬中等教育学校のような寮を設置するということは考えておりません。

○萩原委員 もちろんそうでしょうね、錢がないわけですから。そうすると、僕は、今の西高も泉ヶ丘もよく知っておるんですけども、中学生は各学年2クラスで6クラス。スポーツ関係の施設、例えば、陸上競技場だとか体育館だとか、校庭ですよね、たくさんありますが、寺田先生が昔、泉ヶ丘に若かりしころおられたけど、テニスさえも手狭だった、そういう施設でクラスがこれだけ来ると、敷地の確保まで検討をされるわけですか。

○黒木学校政策課長 仮に、2学級といたしましても、泉ヶ丘高校なり、都城西高校なり、一番多かったときに比べると、入り切れるというんでしょうか、教室等も含めて対応できるというふうに考えております。

○萩原委員 頭数でいけば対応できると思うんですね。ところが、中学生と高校生の体力の差はかなりあると思うんですよね。例えば、同じ体育館の中で、柔道だとかいろいろやってま

すよね。あるいは校庭でも野球、高校になると硬式ですよね。中学生では硬式はやらない。危険性も大分変わってきますし、その辺のところまで、ある程度中高一貫だったらやっぱり気をつけないかんのじやないかなと、こう思うんですが、その辺はどうですか。

○黒木学校政策課長 今、委員がおっしゃったとおり、体育館の広さとか、運動場の広さ等も学校を決める際の判定材料にしたいというふうに考えております。

○萩原委員 そうなると、結局泉ヶ丘が拡張できる場所はあるか、西高がそれだけの余裕の土地が近隣にあるかということまで頭に入れながら、パブリックコメントというのはやっていかなきゃいけない。一般市民はなかなかわからんからですね。言いたい放題のパブリックコメントではどうもならんと思うんですよ。その辺までの基本構想、イメージというのがあるんだつたら、この委員会に出していただきとありがたいがなと思うんですが、いかがですか。

○黒木学校政策課長 敷地を拡張するということは現在のところ考えておりません。既存の施設を有効活用してということで、できるだけ、財政的な負担がないような形での開校ということを考えておるところです。

○押川委員長 今の萩原委員から出ました、基本構想のイメージ案があれば、この委員会に提出をしてほしいということですが、このことについて……。

○萩原委員 イメージはこれだけしかないの、まだ……。

○黒木学校政策課長 今、固まっておりますのは、基本構想といたしまして、設置理念でありますとか、目指す生徒像というのが固まっているところでございまして、これをパブリックコ

メントにかけるということでお示ししたところでございます。

○萩原委員 この話は都城の中学校関係も相当認識持っていますよね。次は都城だと、泉ヶ丘だろうというのが大体あうんの呼吸でなっておるわけです。そうすると、中学校関係のそういう競争意識というのは感じいらっしゃいますか。

○黒木学校政策課長 現在のところ、じかに肌身に、その中学校間の競争意識があるということは、私自身は感じおりません。ただ、都城の地において、非常に関心を持ってどこにできるんだろうかというようなことが言われているということは聞いております。

○井本委員 この目的の理念、これだけざつと見ると、医療という言葉が幾つも出てくる。大学医学部とかね、地域医療とか、医療機関とか、出てくるのを見ると、はっきりこれはあれじゃないんですか、医者を中心としたそういうエリートを育てようという機関としての学校じゃないですか。

○黒木学校政策課長 必ずしも医者を育てようということではないんですが、今、宮崎県、地域医療、小児科医等が非常に少ないということで、将来、医学部に進むような意志を持った、志を持った生徒、それから地域の産業を担おうとか、それだけではなくて、これから日本、ひいては世界を担っていこうというような、そういう何というんでしょうか、高い志を持った生徒を育てていきたいということで、この設置理念の3項目めのようなうたい方をしたところでございます。

○井本委員 なかなかエリート教育というのを表に出せないんだろうと思うんですけどね、日本の場合、特に平等意識が強いと言いますから

ね、しかし、やっぱり世界どこを見ても、エリートを育てる機関というのはあるんですよね。確かに、日本の場合、エリートを育てる機関とか少ないな、ないなという——トヨタなんかはそういうのをつくろうということで何かやっているらしいですけど、それはそれでやっぱり一つの切り口だなというように私は思っているんですけどね。それならそれでやっぱりある程度ばちっとね、いろんなことを——何だろうかという気がするもんですから、全くエリートを育てませんよというつもりなのか、いや、そういうエリートを、指導者を育てるんですよと、こういう、エリートという言葉はいかんかもしれんけど、指導者を育ててまいりますというふうなものをやっぱり前面に、言うなら、出したほうがいいのではないかという気が私はしましたけどね。どうなんですか。

○黒木学校政策課長 おっしゃるとおりですね、これから宮崎を担うという、そういった気概を植えつけたいと、そのことはひいては地域医療を担う人材ですとか、地域の産業をしょって立っていこうとするような人材が育成できるんじゃないかなというふうに考えておるところです。

○萩原委員 今、井本委員が言った、ここに例えば、「次代の日本や世界を切り拓く人材の育成を目指す」と、これは小中学校の校歌にも皆うたわれておるんです。もうちょっと具体的に、あからさまじゃなくともいいから、具体的に本当に優秀な人材をぜひ小中一貫教育で育てたいんだというのをもうちょっと前面に出せないと、そして、中学校の間でも、私は、6月の議会でも教育長とやったんですけど、やっぱり競い合う精神を中学校のときから、おれは、泉ヶ丘——恐らく泉ヶ丘でしょう、これは。理数系だから、理数系の人材を育てる、おれは行く

んだという志を持って、中学校でも競い合うその中から、たくましい心が出てきて豊かな心がはぐくまれていくわけです。そういうものをもうちょっと前面に出したほうがいいんじゃないかなと、公平・平等ほど不平等なことはないですよ。この前の運動会も行ってみたけどですね、姫城中学校がうちの隣だから。みんな仲よしですよ、ほんと。これはちょっと予算とは関係ないけれども、障がいのある子供が走ったんです。その障がいのある子供がゴールしないと次の組がスタートできないわけですよ。それを見とって、見る人の身によるんだろうけれども、本人が希望して走ったんだろうか、見ておってもかわいそうでならんとです。周りはやっぱり大人ですから、一生懸命「頑張れ、頑張れ」と手をたたいているけど、やっている本人がそれで本当に平等にやっておるんかな、一緒に走るのは平等かもしれないけれども、僕は、何か平等の不平等があるような気がしてならないんですよね。それで本当に豊かな心がはぐくまれるんだろうかと、僕は、こう思ってならないんですよね。ですから、ちょっと違うんじゃないかなという気がするんです。中山代議士がきのうこれと一連の話をしてますけどね、その辺も含めて、もう少しあくましく、競い合うものを根づかせていかないとよくないんじゃないかなと、私は、こう思うんですよね。その辺どうですか。

○黒木学校政策課長 この中高一貫の学校を設置することによりまして、地域に刺激を与えることになるというふうに思います。北諸県地区の小学生の間とか、または中学校間に競い合う気持ちが必ずや生まれてくるというふうに期待しているところなんですが、委員がおっしゃったとおり、やっぱり切磋琢磨し合うというのは、学校の中におきましても、また、地域の中にお

いても必要なことだというふうに思っております。

○萩原委員 最後に一つ。この中学生の場合は、全部ペーパーテストですか。それとも推薦があるわけですか。

○黒木学校政策課長 まだ選抜の方法については、細かく検討しておりませんが、五ヶ瀬中等教育学校とか、宮崎西高附属中のよう、同じような形態での選抜になると。特に、推薦という制度は両校とも持っておりませんので、面接とかいろんな活動とか、またはペーパーによる教科の力を問うわけではないんですが、総合的な力を問うような問題を試験することによって、総合的に判断するという形になるだろうというふうに思っております。

○萩原委員 期待しております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井本委員 もうちよつとはつきりばちっとね、教育の理念・目的あたりをはっきり出したほうがいいんじゃないんでしょうかね。何か彼が言うように、小学校の校歌か何かに載っているような文言を並べて、最後のところにやっと医療等の中核になる人材とか、そんな書き方せんでですよ、もうちょっとごわっと有能な人材を育てるんだと、指導者を育てるんだとかね、何かそういう書き方のほうがすきっとしていいんじゃないですかね。どうなんでしょうか。

○黒木学校政策課長 ありがとうございます。パブリックコメントも踏まえながら、この設置理念については、また再度、最終的な詰めをしてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺教育長 ただいまの井本委員の御意見ですけれども、たしか、五ヶ瀬中等教育学校では国際的に活躍できる人材ということで、理念の中にうたっていたと思いますし、西高では都市

型の資源を生かして、世界の知をリードするという形、この都城地区の中高一貫校については、ここにありますように、やはり都城地区、県南西部は地場産業が非常に底が厚いというか、そういう地帯でありますし、やはり昔からそういう意味では自力力が高いというか、回転力が強いというか、そういう地区だと思いますので、そしてまた一方では、特に県南の医師不足等の問題が盛んに言われておりますので、そういうふたところにひとつ照準を当てて、そこに力を入れていきたいという、そういうニュアンスも込めて、そういう子供たちをベースにしながら、そういうふうな、ここに書いてあるような何というんでしようか、「次代の日本や世界を切り拓く」と、そういう恵まれた資源を体しながら、そういう子供たちを育てたいということでイメージしているものであります。一言で言えば、五ヶ瀬中等が森林環境活用型、それから宮崎西高附中が都市資源活用型、都城の今度考えておりますのが田園環境型といいましょうか、田園都市型といいましょうか、そういういたイメージでとらえておりまして、機能それぞれに特色的なところはありますけれども、目指すところはやはり日本だけでなく、世界の知をリードすると、こういった子供たちをしっかりと育てていくことだと思っています。

要は、理念もさることながら、実践だと思いますので、そういうところに力を入れていきたいと思っております。以上です。

○田口委員 私は、全然違うことを聞きますけど、全国高校総体の結果が出ていますけれども、最近、県内のスポーツが非常に元気がいいなと思って非常に喜んでおります。この間のオリンピックの松田丈志選手を初め、ことしは甲子園でも宮商が非常に頑張りましたし、私は、余り

よく知らなかつたんですが、新体操の小林秀峰・工業高校なんか結構全国的に、テレビの影響で何か人気者になっておると伺っておりまして、これを見ましても17年、18年、19年、20年の数字が出ていますが、非常に毎年ふえていまして、非常に頑張っておるなと、特に、カヌーがこんなに強いというのは僕は余りよく知らなかつたんですけども、これは高校の何というんですかね、協力校というんですかね、何というのか、そういう政策がうまくいっているのかですね、何といいましたかね——強化校か、そういう政策的なものがうまくいっているのか。しかし、心配なのは、逆に中学校は、何かだんだんしりすぼみの経過になっているんですよね。中学校のほうは何かそのままになっているのか、ちょっとそのあたりも教えていただきたいと思います。

○得能スポーツ振興課長 中学校につきましては、特に、昨年が非常によかったという状況にあるわけですけれども、それを挟んで大体例年と同じような成績というふうに見ております。今回が先ほど申し上げましたように、高校生のほうのいわゆるインターハイの成績はこれまで一番よかつたという結果が出ているわけでありますけれども、これは、中学校と高校との連携が非常にうまくいっている結果だというふうに思っているところでございますが、今の高校生も中学生のときに頑張ってくれていたわけでありますけれども、部活動としましては、特に、小学生の時期には運動を好きにさせると、そして、中学校のときに、それぞれの自分の個性なり特徴に気づかせるという一つの流れがあろうかと思います。そして、高校生になって自分の個性・特徴を生かせるように取り組んでいくという一連の流れがあろうかと思うんですけども、そういう意味では、中学校のときに、言

い方がちょっとあれですけれども、必ずしも全国大会で花を開かせることだけがいいというふうにはもちろん思っていないところなんですがれども、十分に自分の個性、能力が發揮できるような状況に進めていくのが一番いいんではないか、そういう意味では、高校でいい結果が出ているということは、小中高の流れの中では非常に今、いい流れで来ているのではないかというふうに考えているところでございます。

○田口委員 ちょっとまた全然違うことを伺います。延岡にも大門と西階のところに県立学校の生徒の寮がありますね。そういうのは県内に何カ所あるんでしょうか。そして、入居率がどれぐらいになっているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○井上財務福利課長 県内全部で6カ所ございまして、入居率はただいま74%をちょっと超える程度でございます。

○田口委員 それは、県立高校の生徒しか入れないんでしょうか。

○井上財務福利課長 はい。ただいま県立高等学校の生徒のみでございます。

○田口委員 実は、ある私立高校に行っている生徒の親から、ぜひ、そこに入れてもらえないんでしょうかと、前、相談を受けたこともあるんですけども、それは何で県立高校しか入れないんでしょうか。

○井上財務福利課長 建物を県費でつくっておりましおり、そもそも設立の目的が僻地出身の県立高等学校生徒の便宜のためということでございましたので、現在のところは目的をそういうふうに限っております。

○田口委員 今見ると、4分の1の部屋は空いているということですね。その僻地の県立高校生だけというのは、ちょっと何か今の時代に

は——私学の生徒の親も、当然、県民税を払っておるわけですから、それは何か変えることはできないんでしょうか。

○井上財務福利課長 変えることが全く不可能ということはないと思います。それは最終的に県の意思決定の問題かと思いますが、今、4分の1、確かに空いております。ただ、この3～4年で見ますと、入居率は上がっておりまして、今後、私どもも入居率を上げるべく努めようと思っておりますし、現に努めているところでございます。

○田口委員 それは県北においてもそうでしょうか。例えば、北浦なんかは非常に便利になって、今ほとんど通学なんですよね、バスで。ですから、実は、北浦の方からの相談だったんですけども、北浦から私学に通っていて、県立の生徒はみんな入れるのに、うちの子たちは入れないと、それはおかしくないかと言われて、私もそれはちょっとおかしいなと思って、きょう、ちょっと今、聞いてみたところなんですが、実際はその4分の1の部屋が空いているということであれば、これから少子高齢化でいけば、生徒数はそんなにふえると思いませんし、また、星雲高校もまた定員とか減ったりしますので、そういう意味では私学にもうちょっと門戸を広げたほうがいいんじゃないかとは思うんですけども。

○井上財務福利課長 特に、県北の寮において入居率が増加しております。それは、大きな原因は、高千穂線が廃線になったことでございます。西臼杵地方出身の生徒さんが御利用いただいているということでございます。

○田口委員 わかりました。じゃ、どちらにしても、部屋が空いているというのは非常にもつたない話ですし、ちょっと柔軟性を持った考

え方をぜひともしていただきたい。

それと、私学と県立とで余りそういう差をつけるというのも何か……。やはり行政というのは、公平じゃないといかんと思いますので、それもぜひとも検討いただきたいと思います。

○渡辺教育長 今、田口委員からありましたように、例えば、宮崎県の東京学生寮がございますけれども、ここは多分、国立とか私立かかわりなく受け入れていると思いますので、ただ、もともとのねらいが、県立学校が設置できていないところに、高等学校を設置したいんだけれども、ニーズの関係等もあって高等学校は設置できないので、そのかわりと言ってはなんですけれども、生徒寮を用意して、付近の高等学校に通えるようにというのがもともと寮の設置の趣旨であったと思いますので、出発点は、県立学校対策ということあります。その中で、私立学校について現在定員の空きがあるということでありますので、時代の流れもございますので、今の意見は、ひとつ十分に研究してみたいと思います。

○田口委員 よろしくお願ひします。

○萩原委員 教育長が検討することですけど、ぜひ、これはやっぱり急いでやってほしいと思うんですよね。東京の学生寮は、私学だろうが、公立であろうが、国立であろうが関係なく、教育の格差なんていうのもそういうところに出てくるわけですから、私学の生徒さんがどの程度の希望者、ニーズがあるかわかりませんけれども、その辺もある程度打診した上で、早急に、私学であろうが何であろうが、県民の高校生がそういうところに入るときには、へんぴ性を感じるんだったら、空いておるんだからですね、空いてなきや無理なことを言うわけじゃない、のけて入れろとは言わんわけですから、

なるだけ、急いでやっていただきたいと思います。

○押川委員長 よろしくお願ひしておきます。

ほかにございませんか。

○川添委員 济みません。前後して申しわけないですけど、冒頭のソーシャルワーカー配置事業について、最後にもう一回確認しておきたいんですが、これは結局いじめとか不登校への対応ということだと思うんですよね。現在、不登校児童の増加数、ふえていると思うんですけれども、どの程度でしょうか。

○二見学校支援監 19年度の県内の分がまもなく報告できると思いますが、過去16、17、18ぐらいをちょっと見てみると、小学校が16年度が93、17年度が110、18年度が108と、それから中学生が16年度が767、17年度が713、18年度が771と、小学校が100前後、中学生が750前後といったような状況でございます。減ることが一番なんですけれども、ふえたり減ったりという状況ではございます。

○川添委員 図師委員もおっしゃいましたけれども、数名の配置で、応急処理といいますか、非常に根も深くて、簡単に減らす方向に持っていくのは非常に大変な仕事だと思っているんですが、一方で、これから5年後、10年後を見据えて、やはり親に問題があるんであれば親教育、そしてまた、中学生で大いにふえていく傾向であれば、小学生の段階から——低学年の段階からのいろんな道徳教育みたいなプログラムをしっかりと早くから、早期教育というんでどうか、組み込んで、若い、まだ何もない状態からしっかりとそういった人を尊重する、人間を尊重するような教育を、プログラムとして入れていく取り組みがなされているのか、お尋ねします。

○二見学校支援監 確かに、小学校の低学年から徐々に徐々にふえていくような状況でございます。小6から中1になった途端に、かなりの倍率でふえていくというのが現実でございます。中には、スクールカウンセラーであるとかスクールアシスタント等の力をかりまして、年間、割合的にもわずかではありますけれども、改善したとか、あるいは登校できるようになったとか、あるいは学校には来れるようになったとか、そういう改善も見られますので、今、おっしゃったように、各学校でどんな取り組みをするかということが大事になってくると思いますので、また、学校それから市町村とも連携をとりながら、特にまた、このSSW——スクールソーシャルワーカーのお力もかりながら、子供たちが健全な学校生活を送れるように努めてまいりたいと思っております。

○川添委員 ぜひ、積極的によろしくお願ひします。

○井本委員 中高一貫教育に関してですけど、このごろ中高一貫教育がえらいはやっているようで、何か中高を一貫してしまえば、おまけにまた小学校まで一貫してしまえばいいんじやないかという話があるみたいですけれども、私は、戦後アメリカが持ち込んだ単線式の6、3、3、4制がいいとは思わないんですけどもね。中高一貫教育というのは、もっとこれを単線化しようという話なもんだからですね。

この前、シュタイナーの教育を見に行きましたけれどね、シュタイナーの理論で、それが正しいかどうか私もわからんけど、7歳、7歳、7歳で彼らは切っているんですよね。7歳で大体歯が生えそろって、それから7歳でまた情が立って、そういう感じでから、ちょうど14歳ぐらいで中学ぐらいが終わって、それから——私

も振り返ってみて、小学校のときに試験勉強をさせろというと大変な感じがするなど。しかし、中学から高校の試験だったら、一生懸命みんなやれるんじゃないかなという気もするんですよ。だから、あそこのところでなぜ切っているのかという、その辺のことでもやっぱり、何もかも一貫すればいいんじゃないかという、一貫すれば、その人の個人の教育をずっと面倒見れるという利点もあるけれども、再出発と、今まで中学時代はほっちゃらけちゃったけど、「よし、おれ、今から高校に入ったら頑張るぞ」という人もね、やっぱり私なんかもそうでしたけどね。そんなことはある。再出発という意味であそこで切つてあるのもね、私は意味があったのじゃないかなという気もするんですね。そして、今言ったシュタイナーなんかでいくと、14歳でというのは一つの切り口だと。何でんかんでん中高一貫、小中高一貫とかいうのはどうなのかな。その辺の哲学なり、そんなのがあるのかね。ちょっと聞かせてもらえんですか。

○黒木学校政策課長 すべてが中高一貫もしくは小中一貫、または小中高一貫、私は、これが絶対的にいいということではないと思っています。現在の学制がしかれた6、3、3制の当時に比べると、子供たちの発達も随分よくなっていますので、多様な学校の区切りのあり方というのが考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

○井本委員 いやいや、だから、もうちょっと何か哲学みたいなものはないんですか。あそこで一貫していこうというのは、単に便利がいいからというだけでやりよるわけですか。やっぱり子供の成長というのが、あそこ情操——そうでしょう。情を最初に育てていこう、それから知的な教育も持ち込もうという、あるわけです

よ、やっぱり。我々小さいころから知的な教育じゃなくて、ある程度情操豊かに育てて、それからだんだん知の世界に絞っていこうという、そういうものがあっしゃるべきだと思うんですね、トータル的な教育からするとね。その辺はどうなっているのかと言っているわけですよ、私としては。単に、都合がいいからぱっぽぱっぽっとやるつもりなのか、いや、この場合は中高一貫が必要ですよと、だから、これは中高一貫でやりますよと。

じゃ、もう一回聞くけど、6、3、3制をとった根拠は何ですか。その理論をきちっとせんで、一本にしようというのがそもそもあれじゃないですか。

○満丸教育次長（教育振興担当） なかなか難しい問題なんですけれども、いわゆる子供たちの発達の特性といいますか、状況等から小中学校の6年・3年制で義務教育というような一つのとらえ方、規定の仕方がございます。それから、もう一つは、初等教育というのは小学校の段階で、中等教育というのを中学校と高等学校の6年間でそういうような枠組みといいますか、くくりをしています。

中等教育の前期課程として中学校、中等教育の後期課程として高等学校というようなとらえ方をして、そういう意味では、固定的にとらえるのではなくて、発達の段階を踏まえながら、どういう形が子供たちに適切な教育を施していくかということから生まれ出したのが一つの学制だと思っております。

そういうことからすると、本当は、本来的には義務教育の小学校、中学校の6年間をしっかりやって、その基礎の上に高校の教育課程が成り立つのかなと思っております。ただ、今、時代の進展からすると、中高のこの6年間の区切

りで、より高度なものを期間を短くしてすることによって、また違ったその学力を形成することができるということから、中高の一貫教育が生まれてきたということもございますし、地域の実態や特性を踏まえてそれぞれの地域に応じた中高なり、あるいは小中高の一貫教育が、今後、考えられていくのかなと思っているところでございます。ただ、そういったことのよしあしというのは常に検証しながら、最も望ましいものを考えていくことが大事かなと思っております。

○井本委員 初等教育とか、中等教育とか、それが何かと私は言いよるわけだからね、そんな抽象的な概念で……。初等教育とは何ですか、じゃ。中等教育とは何なの。中等教育のほかの前期後期とは何なの、中身は。具体的には、何を育てようとしているの。

○満丸教育次長（教育振興担当） これはちょっと学問的な世界に入っていきそうな気もするんですけど、私も学者ではないので、明快なすっきりするような理論でお答えできないというのがちょっと歯がゆい思いをするんですけど、明治以来、まずは小学校、中学校……。

○井本委員 明治以来じゃないんです。戦後なんですよ、この6、3、3は。その前はもっと分化していたんですよね。複線式ですよ、戦前は。だから、戦前の教育体制を見ると非常に複雑になっていて、その自分の能力に応じていろんなところに入り込んでいくようになっているんですね。それをアメリカの教育が、これは日本人を弱体化せないかん、こんな人の能力もいいけど、どこでもこう行けるような教育を、ある意味じゃ今のヨーロッパがそうですよ。いろんな複線式になっている。これはすごいと、何とか日本人を骨抜きにせないかんというんで6、

3、3制をやったと我々は認識していますよ、はっきり言って。

だからね、本当、やっぱり個性に応じて、その人の能力に応じて、緻密にやっていくのが本来あるべきじゃないかと、私は思っておるんですけどね。どうですか。

○満丸教育次長（教育振興担当） 義務教育の段階では、国が子供たちに教育の機会均等と、それから教育の一定の水準を確保していくという事柄は一律といいますか、一定の同じ教育制度の中で、しっかり教育内容も含めまして、やっていくということが一番大事なことかなと思っています。

○井本委員 安易にね、私は、一貫教育、一貫教育と言うんじゃないよということをちょっと言いたいんですよ。何でもかんでも一貫すればいいんじゃないと、それをわかってもらえば、それで結構です。

○満丸教育次長（教育振興担当） 一貫教育は、一つは、流れを一貫性を持たせて指導していくということの必要性、重要性ということを踏まえまして、途切れるんじゃないなくて、小学校で積み上げてきたことは、それを踏まえて中学校に系統的に発展させていくと、その流れをやっぱり高等学校へつないでいくことの一貫性もございますので、また……。

○井本委員 理屈はいい。途切れたほうがいいときもあるわけよ。それはあるんだ、本当。今までほんとにいたずら小僧で生きちよったのに、「よし」と、「あんた、これから頑張りなさい」と言うと、再出発のつもりでやるときだってあるわけだから、今までと一貫せんほうがいいときもあるわけよ、世の中には。一貫すれば何でもいいと思っていたら間違いだよ。だから、そこを言っているんですよ、私が言っているのは。

何で6、3、3制でぶちぶち切っているのか。私は、それは何か意味があるんじゃないかと言つておるんですよ。それを一貫制がいいと、あなたはそう言っているわけよ、一貫すれば何でもいいと。私は、そうじゃないと言っているんですよ。そこを考えてくれと、今言いよるわけよ。

○満丸教育次長（教育振興担当） はい。しっかり勉強してみたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他を含んでございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでございました。
暫時休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時11分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について、局長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○日高企業局長 それでは、説明に入らせていただきたいと思います。

本日は、提出議案が3件ございます。お手元に文教警察企業常任委員会資料というのをお配りいたしておりますが、この資料をお開きいただきまして、1枚めくっていただきまして、目次がございます。この目次のところにございますように、提出議案は、議案第11号の「平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、議案第12号「平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について」、議案第13号「平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」でございます。これらは、地方公営企

業法第30条第4項の規定によりまして、公営企業会計の決算の認定をお願いするものでございます。

今回、提出いたしております議案につきましては、本議会終了後に予定されております本委員会におきまして御審議をいただくということでございますので、本日は、決算の概要といたしまして、事業実績と収支の状況について御説明を申し上げます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、議案第11号の「平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」でございます。

1の事業実績でございますが、19年度の供給電力量の実績（B）の欄でございますが、3億7,302万6,000キロワットアワーとなりまして、目標に対する達成率で71.2%、前年度比で73.6%というふうになっております。達成率が低かったのは、平成19年度は、年間雨量が例年（過去30年の年間平均雨量）の90.8%ということで少なく、しかも、台風に伴う集中豪雨がございました7月を除きますと、平年の74%ということで、雨量が非常に少なかったことによるものでございます。また、その下の電力料金収入でございますが、実績が45億5,430万3,000円となりまして、目標に対する達成率で96.8%、前年度対比で97.1%となったところでございます。

次に、下の表の2の決算額でございますが、19年度（A）の欄でございます。事業収益が49億9,349万3,000円、事業費が45億2,000万7,000円となりまして、その結果、純利益が4億7,348万6,000円というふうになりました。前年度との比較でございますが、右側の増減（A）－（B）の欄でございますが、事業収益は、前年度と比べまして1億1,800万円余減少をいたしておりま

す。これは供給電力量の減により、電力料金収入が1億3,300万円余の減となったことなどによるものでございます。また、事業費は、前年度と比べまして2億6,500万円余増となっております。これは、8月に台風5号が参りまして、この台風5号によりまして、上祝子発電所が冠水をいたしまして、その災害復旧工事などによって、修繕費が3億円程度増加したことなどによるものでございます。この結果、純利益は3億8,305万9,000円の減ということになっております。

参考で過去5カ年の純利益の推移を示しております。

それから、2ページをごらんいただきたいと思います。議案第12号「平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について」でございます。

1の事業実績でございますが、基本使用水量の実績は（B）の欄でございますが、4,561万立方メートルで、目標に対する達成率は100%、前年度比で100.3%というふうになっております。うち、常時使用水量は、実績が2,003万6,000立方メートルで、達成率で136.4%、前年度比で139.4%というふうになっております。常時使用水量が増加いたしておりますのは、日向市の上水道工事に伴いまして、年末の10月から年明けの2月までの5カ月間、日向市へ暫定的に給水をしたことなどによるものでございます。また、その下の給水料金収入は、実績が3億6,188万4,000円、達成率で107%、前年度比で107.7%となったところでございます。

次に、その下の表の2の決算額でございますが、19年度（A）の欄でありますが、事業収益が3億8,174万1,000円、事業費が2億9,855万8,000円となりまして、その結果、純利益

が8,318万3,000円というふうになったところでございます。前年度との比較でございますが、事業収益は、前年度と比べまして1,880万円余減少をいたしております。これは給水料金収入等は、先ほど言いましたように、日向市への暫定供給で、約2,500万円ほど増加をしたところでございますが、18年度におきまして、特別に臨時的な収入がございまして、18年度に、17年度の台風14号災害による補助金が4,200万円ほど1年おくれで入ったということで、18年度の収入がその分多かったということなどによるものでございます。また事業費は、前年度と比べまして2,800万円余増加をいたしております。これは17年度の台風14号で、この施設全体が冠水する被害を受けましたので、今後の災害に備えて、修繕準備引当金に5,900万円余を積み立てたことによるものでございます。この結果、純利益が4,701万9,000円の減ということになっております。

それから、3ページをごらんいただきたいと思います。議案第13号の「平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」でございます。

1の事業実績でございますが、ゴルフ場の利用者の実績は3万8,740人で、目標に対する達成率で104.7%、前年度比で100.6%となっております。その下の施設利用料収入は実績が2,531万8,000円となりまして、達成率で101.3%、前年度比で95.9%となったところでございます。

次に、その下の表の2の決算額でございます。19年度は、事業収益が2,831万5,000円、事業費が2,285万3,000円となりまして、純利益は546万2,000円となったところでございます。前年度との比較でございますが、事業収益は、前年度と比べまして911万円余の減となっており

ます。これは平成18年度は、退職給与引当金の取り崩しなどの臨時の収入があったことなどによるものでございます。また、事業費は前年度に比べまして、修繕費などの減によりまして、685万円余の減となったところでございます。この結果、純利益は225万3,000円の減というふうになっております。

一番下の参考の表のところに、過去5カ年のゴルフ場利用者数の推移を記載しておりますが、ごらんいただくとわかりますように、65歳以上の利用者が年々ふえてきております。また、女性の利用者もふえてきているということがございまして、高齢者等の健康増進に寄与しているというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。今回は、特別にこのことを聞きたいということのみ質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 ないということありますから、以上をもちまして企業局を終了いたします。御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時22分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、30日に行いたいと思います。開会時刻は、ただいまありましたとおり、13時30分といったしたいのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 それでは、そのように決定いた
します。

そのほか何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 以上をもちまして、本日の委員
会を終了させていただきます。

午後2時22分散会

平成20年9月30日（火曜日）

午後1時34分再開

出席委員（9人）

委 員 長	押 川 修一郎
副 委 員 長	松 村 悟 郎
委 員	福 田 作 弥
委 員	井 本 英 雄
委 員	萩 原 耕 三
委 員	太 田 清 海
委 員	岡 師 博 規
委 員	田 口 雄 二
委 員	川 添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉 藤 安 彦
議事課主任主事	吉 田 拓 郎

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、継続審査となりました議案第11号、第12号、第13号以外の議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括で行いたいと思います。議案第1号、第6号、第7号及び第16号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第6号、第7号及び第16号につきましては、原案のとおり可決をさせていただきます。

ます。

それから、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に、御要望等はございませんでしょうか。何か委員の皆さん方で、こういったことを入れてほしいということがあれば、お伺いをしておきます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

11月4日の閉会中の委員会につきましては、執行部等の意見、あるいは内容等を委員会で報告していただくというようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○押川委員長 以上で委員会を終了いたします
が、次の委員会は、10月の6日から3日間、予
定をしております公営企業の会計決算審査を行
いますので、よろしくお願ひをいたします。

午後1時37分閉会